

# 2024年度(2025年度実施) 『看護系大学に関する実態調査』

## ■自由記載一覧

1. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の就職・進学状況 <調査票項目No. 6>
  - 1) 表6. 卒業生・修了生の就職・進学状況 (Q16)
2. 教員の研究活動および社会貢献について <調査票項目No. 7>
  - 1) 表7-1. 研究費の取得状況 (Q17)
3. 教員および学生の評価について <調査票項目No. 9>
  - 1) 表9-4. GPA制度の活用について (Q20-D)
4. 看護関連の研修事業と附属施設について <調査票項目No. 10>
  - 1) 表10-1. 看護関連の研修事業の有無 (Q21)
  - 2) 表10-4. 附属施設の財政基盤について (Q22-C)
  - 3) 表10-5. 附属施設の活動内容について (Q22-D)
5. 国際交流の状況について <調査票項目No. 11>
  - 1) 表11-8. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援の有無 (Q23-H)
6. ハラスメント、コンプライアンスに関する取り組みについて <調査票項目No. 12>
  - 1) 表12-3. 発生したハラスメント事例について (Q24-C)
7. 学修支援などについて <調査票項目No. 13>
  - 1) 表13-3. 大学入学前教育の対象者 (Q25-C)
  - 2) 表13-4. 大学入学前教育の学習形態 (Q25-D)
  - 3) 表13-6. 大学入学前教育の費用負担 (Q25-F)
8. 大学と実習施設等の教育連携について <調査票項目No. 14>
  - 1) 表14-1. 実習施設の研修等における組織としての支援状況 (Q26-B)
  - 2) 表14-2. 実習施設等と大学間における人事交流の制度や取り組み (Q26-D)
  - 3) 表14-3. 実習施設との共同研究や合同研修等の制度や取り組み (Q26-F)
  - 4) 表14-4. 実習施設の看護部等に対する臨床教授制度の導入状況 (Q26-H)
  - 5) 表14-5. 臨地実習における課題や問題の有無 (Q26-I)
  - 6) 表14-6. 臨地実習における課題や問題の内容について (Q26-I)
9. 保健師、助産師および養護教諭の教育課程について <調査票項目No. 15>
  - 1) 表15-4. 保健師課程の実習における課題や問題の内容について (Q27-C)
  - 2) 表15-8. 助産師課程の実習における課題や問題の内容について (Q27-F)
  - 3) 表15-12. 養護教諭一種教育課程の実習における課題や問題の内容について (Q27-I)
10. 大学、大学院の教育運営経費等について <調査票項目No. 16>
  - 1) 表16-6. 看護系の学部・学科、大学院の学内研究費 (Q30)
11. 看護師養成のための実習経費等について <調査票項目No. 17>
  - 1) 表17-6. 看護学実習における学生への補助の有無 (Q31-C)
  - 2) 表17-11. 在宅看護学実習における学生への補助の有無 (Q31-F)
12. 保健師養成のための実習経費等について <調査票項目No. 18>
  - 1) 表18-6. 保健師養成実習における学生への補助の有無 (Q32-C)
13. 助産師養成のための実習経費等について <調査票項目No. 19>
  - 1) 表19-6. 助産師養成実習における学生への補助の有無 (Q33-C)
14. 養護教諭一種養成のための実習経費等について <調査票項目No. 20>
  - 1) 表20-6. 養護教諭一種養成実習における学生への補助の有無 (Q34-C)
15. 本調査に関するご意見、ご要望について (Q36) <調査票項目No. 22>

Q16. 看護系の学部・学科、大学院の卒業・修了生の就職または進学状況を教えてください。〔各数値回答〕

その他内容

1	就職準備中／ポストドクター／母国に帰国
2	看護師国家試験に向けて勉強中(1名)、大学院進学のため勉強中(1名)
3	1名国家試験不合格。1名国家試験未受験(進路未定)。
4	①国家試験不合格のため内定取り消し ④短期留学後、大学の非常勤講師として就業予定
5	進学準備中、就職準備中
6	進路未定
7	進学者・・・進学を見据えて未定
8	看護師国家試験不合格
9	就職準備中、家居
10	国家試験不合格のため、アルバイトを行っている。
11	学部(就職活動中3人、進学準備3人、無職1人、司法・資格試験等受験1人)
12	修士(不明8)、博士(不明8)
13	就職準備中の者
14	就職、進学の意味なし
15	国家試験未受験
16	未定のため
17	学部卒業生1、進学希望2、就職希望なし1
18	国家試験再受験
19	進路調査未回答のため
20	1.就職意志なし、2.進学準備中、3.国試不合格のため内定辞退、4.進学・就職以外の道へ
21	【学部】国家試験受験準備、就職活動継続 【大学院】進路調査で就職・進学等ではない「上記の進路以外」と入力の上修了している。4名とも留学生のため、帰国後就職活動予定。
22	国家試験不合格者1名
23	学部:就職先未決定(公務員希望)
24	進路調査未回答(学部1名・修士1名)
25	療養1 国試不合格による浪人3
26	国家試験不合格のため、就職しなかった。
27	①:諸事情により内定を取り消した ④:就職活動中
28	詳細不明
29	進学浪人
30	・出産のため、就職・進学なし ・就職活動中
31	結婚など
32	就職先未定
33	看護系以外の企業
34	療養、進学準備中
35	次年度大学院受験
36	進路未定
37	修了後就活(1)、進路未定(2)
38	未就業
39	進路不明
40	家居
41	就職活動中
42	未定のため。
43	在家庭2
44	2名:看護師国家試験不合格のため 1名:起業準備のため
45	未定
46	家事手伝い1人
47	進学・就職希望なし
48	未定 配偶者の海外駐在に帯同 未定 語学留学
49	ワーキングホリデー、就職を希望していない
50	求職者
51	就職・進学を希望しない。
52	進路未定者3名
53	体調不良のため就職しない者
54	就職しない2名、国家試験不合格1名
55	在家庭
56	学部:次年度国家試験受験準備 修士:就職活動中
57	進路変更のため
58	次年度採用試験準備1名、国家試験準備2名
59	就職準備をする(国試不合格)、講師登録連絡待ち
60	国家試験勉強に専念する1名、就職・進学を希望しない1名
61	国家試験不合格、就職しない
62	就職希望なし
63	未定
64	国家試験準備中、未回答、結婚
65	就職希望せず
66	学部卒業生1名:アルバイト継続・秋の就職を目指す 修士修了生1名:無職

Q16. 看護系の学部・学科、大学院の卒業・修了生の就職または進学状況を教えてください。〔各数値回答〕

その他内容

67	稼業手伝い、ワーキングホリデイ
68	就職活動中、就職しない。
69	学部:進路未定2名 / 修士:会社経営2名(起業) / 博士:進路未定2名
70	就業しない、アルバイト等
71	国家試験再受験、就職しない
72	就職活動中
73	就職を希望しない
74	就職準備
75	看護師国家試験不合格者1名
76	看護師国家試験不合格のため内定取り消し
77	国試浪人
78	修了後は入学前から所属の職場等で引き続き勤務
79	就活中、留学中
80	就職先未定、進学先未定
81	国家試験不合格のため内定取り消し
82	国家試験不合格のため。
83	活動しない
84	就職準備中、就職も進学も希望しない、自営業主
85	国試不合格3名、死亡1名
86	看護職で内定をもらっていたが、実習を通して保健師への思いが強くなり、保健師として就職活動をやり直すことを希望したためである
87	就職・進学しない(国試対策に注力)、就職活動中
88	就職先不明
89	次年度、看護師国家試験受験予定
90	国家試験不合格5名、進路希望なし4名
91	進学準備中
92	次年度の国家試験に向け資格取得に専念
93	進学も就職もしない者5名
94	就職希望なし(海外移住・芸能活動)
95	国家試験不合格
96	不明
97	就職先を決めていない
98	未就職
99	国家試験不合格のため受験準備
100	非就職希望者
101	国家試験にむけて準備中
102	就職希望なし
103	就職希望なし。
104	就職を希望しない
105	未就職者
106	養護教諭特別科
107	進学浪人
108	就職意思なし
109	東京アカデミーに通い次年度看護師資格の受験を目指し勉強する
110	看護師国家試験不合格者
111	国家試験不合格のため就職せず
112	1名:病気療養。
113	看護師国家試験資格不合格による再挑戦/4名
114	就職を希望しない
115	臨時労働者等
116	◎未定
117	国家資格試験準備
118	就職活動中1人、不明1人
119	進路不明な者及び国試不合格のためアルバイト等にて国試受験に備える者等
120	国家試験取得後に採用試験を受験し7月に採用された1人 芸能事務所に所属1人 実家の保育園に看護師として就職1人
121	家庭の事情により就職を希望しない
122	国家試験不合格8人、不明2人。
123	国試勉強のため予備校等
124	進学・就職準備等5名、国試再受験検討2名
125	国家試験不合格者
126	資格取得専念、療養
127	未就職1名
128	就職活動中
129	就職意志なし 1名
130	交通事故により看護師国家試験を未受験
131	資格取得に専念(国試不合格:1名、未受験:1名)
132	①国家試験不合格(再受験)②就職準備中
133	未就職者・未進学者
134	①学部卒業生のうち、1名が未就職
135	就職しない(国家試験不合格)
136	就職活動中の者
137	アルバイト6人、不明2人
138	看護師国家試験不合格
139	活動中

Q16. 看護系の学部・学科、大学院の卒業・修了生の就職または進学状況を教えてください。〔各数値回答〕

その他内容

140	就職を希望しない
141	就職を希望しない
142	婚姻による転居・就職活動中
143	ワーキングホリデー
144	国試に向け学業に専念
145	研究生
146	進学も就職もしていない
147	就職も進学も、どちらも希望しなかった。
148	家事従事2名、アルバイト1名
149	国家試験不合格で就職していない
150	看護師国家試験再受験
151	就職先未定
152	【学部】進路不明 【修士】社会人のまま修了したため
153	国試不合格のため、就職・進学できなかった
154	1名は結婚、3名は家事手伝い。
155	国家試験勉強、アルバイト等
156	国家試験不合格
157	国家試験不合格による就職辞退者
158	学部卒業生1名:家事手伝い 博士前期課程修了生1名:家事手伝い
159	就職も進学もしていない学生
160	令和6年度内の就職・進学を希望しない
161	国家試験受験準備1 就職活動継続1
162	家庭の都合で就職しない。
163	国試浪人
164	不明
165	アルバイト
166	卒業後速やかな就職は希望しない
167	アルバイト 1名、国家試験受験準備 1名
168	就職準備中:2人
169	家居
170	アルバイト、家事手伝い

Q17. 看護系の学部・学科、大学院に所属する教員の研究活動についてお聞きます。〔各数値回答〕

その他FA

1	地方公共団体等による受託研究2件
2	次世代研究者挑戦的研究プログラム(国立研究開発法人科学技術振興機構)、人工知能等社会実装研究拠点事業補助金・オープンアクセス加速化事業(文部科学省)
3	令和6年度●●●●●キャンパス事業助成金
4	共同研究費 継続4件 研究費合計0円
5	企業等からの寄附金、共同研究費、受託研究費(相手先:●●県)
6	自治体より(●●市960,000円、●●市1,308,000円)
7	共同研究(新規)2件、共同研究(継続)5件、製販後調査(継続)1件、治験(継続)1件、県からの受託事業5件、公益財団法人からの受託事業1件、学術指導2件、寄附金2件
8	寄附金(大学全体の研究教育経費となる間接経費を含むため教育研究奨励費ではなく本欄に計上しました)
9	企業等による共同研究費および受託事業費、奨学寄附金 ●●都「大規模災害時の帰宅困難者民間一時滞在施設の対応協力支援事業」
10	日本助産学会(若手研究)
11	寄附金、補助金
12	申請件数:民間機関からの寄附金 継続件数:企業等による共同研究費 研究費合計金額:民間機関からの寄附金、企業等による共同研究費
13	寄附金、共同研究費、受託事業費
14	地方公共団体との受託事業1件
15	企業教育研究のための寄付金(2件:1,300,000円) 競争的研究費(JST)(申請:2件、採択:なし、継続:1件。金額:4,732,000円)
16	●●●●● ●●●●●株式会社 300,000円
17	国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発事業(RISTEX)／SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築)
18	研究高度化特別経費
19	企業等との共同研究
20	JH横断的研究推進費(運営費交付金)1件、国際医療研究開発費(運営費交付金)1件、医療施設運営費等補助金(厚生労働省)1件
21	個人からの寄附金
22	●●県●●町との共同研究1件
23	企業等との共同研究
24	企業との共同研究費
25	受託研究費:独立行政法人日本学術振興会
26	企業等との共同研究
27	共同研究
28	企業等による共同研究費
29	●●市地域貢献学術資金
30	企業・地方公共団体との共同研究
31	共同研究新規1件 1,000,000円 JST(COI-NEXT) 7,800,000円(直接経費6,000,000円、間接経費1,800,000円)
32	①ヒト介入試験PF構築事業2,904,609円、②共創の場形成事業COI-NEXT14,300,000円
33	共同研究(パラマウントベッド)
34	●●県厚生企画課受託研究、●●県後期高齢者医療広域連合受託研究
35	●●●●●大学医療福祉研究費
36	●●市1件、●●2件
37	令和5年度大学コンソーシアム●●「大学を超えた共同研究支援事業」2023.9.1～2024.8.31 令和6年度大学コンソーシアム●●「大学を超えた共同研究支援事業」2024.9.1～2025.8.31
38	一般社団法人からの学術奨励寄附金
39	JST 社会技術研究開発事業(RISTEX)
40	一般社団法人 日本私立看護系大学協会 若手研究者研究助成 ¥500,000
41	学内助成による研究 200,000円
42	日本学術振興会 二国間交流事業
43	●●市(市民と共に考える課)受託研究:住民と行政が共につくる心豊かで持続可能な地域コミュニティの構築と評価
44	企業等との共同研究・0円契約
45	共同研究者より(1件)、日本私立看護系大学協会より(1件)
46	日本看護学教育学会 2024年度研究助成
47	扶桑薬品工業各都株式会社(共同研究)325,000円・湧永製薬株式会社(共同研究)1,400,000円・東亜合成株式会社(共同研究)2,000,000円
48	日本私立学校振興・共済事業団 女性研究者奨励金
49	●●大学の総合研究所プロジェクト研究研究費(2024年度～3年間で500万円)
50	JST COI-NEXT 他施設研究促進費の一部
51	●●●●●●●支援機構プロジェクト研究助成費(学内競争的資金)
52	●●プラットフォーム5+α共同研究事業活動推進助成金
53	学校法人内の研究費補助金、大学の特別研究費
54	日本クリティカルケア看護学会研究費助成、日本私立看護系大学協会研究費助成、日本死の臨床研究会研究助成、日本小児看護学会研究費助成
55	第20回日本クリティカルケア看護学会学術集会からの寄付金
56	(社)日本私立看護系大学協会若手研究者研究助成

Q20. 2024年度における貴大学の看護系の学部・学科、大学院の取り組みについて伺います。  
D. GPA制度は何に活用していますか。〔当てはまるものすべてに○〕

7その他FA

1	保健師課程の選考 助産師課程の選考
2	学生自身による履修状況の客観的把握 卒業研究配属決定時の参考資料 海外留学指導
3	卒業検定
4	公衆衛生看護学コースの履修者選抜
5	学修意欲の増進及び学修成果の明確化、並びに教員による学生指導の促進を図り教育の質の向上を果たすため。
6	表彰者の選考
7	学部生が大学院授業科目を早期履修する際の基準として、GPA値を設定している。
8	学部長表彰の選考、授業料免除の判定
9	・2年次後期に行われる、公衆衛生看護専攻科目履修生(保健師課程)の選抜 ・在学中の学業成績が優秀であり、模範となる学生に与えられる「●●●●賞」の選考。
10	特別待遇学生(特待生)の選出に活用している。(成績及び人物優秀である学生に対して授業料の半額を免除する制度)
11	成績評価
12	学生表彰
13	学部2年次後期からのコース分けに活用している
14	就職時の推薦者選抜、養護教諭課程履修可否の判定
15	就職に関する大学推薦の選考
16	保健師課程の選抜および学生表彰の選考基準として活用
17	学生表彰(成績優秀者)
18	実践研究の配置
19	学生に自分の成績の位置を示す。
20	就職・進学の見込み
21	保健師課程履修者選考・助産師課程履修者選考
22	保健師選抜試験の出願要件
23	学生の表彰制度
24	卒業・進級についての判定材料として使用している。 成績低迷者及び保証人との面談基準として使用している。
25	保健師、教職課程の選考
26	・保健師国家試験受験資格課程の出願者の選抜条件 ・養護教諭一種教育課程の必須科目「養護実習」を行うための履修条件 ・学業優秀賞の選考
27	保健師、助産師各教育課程履修者選抜試験
28	「養護実習」履修許可基準
29	特待生の選考、マイポートフォリオ、退学勧告
30	推薦(就職)の選考
31	卒業時代表、表彰学生の選考、保健師コース、助産師コースの選抜
32	成績優秀者の表彰、授業料減免のための一基準
33	助産師国家試験受験資格関連科目受講生の選考審査
34	保健師教育課程・養護教諭一種免許教職課程における選考
35	卒業生表彰の学長賞の選考
36	保健師コース履修者選考時の選考基準として用いている
37	褒賞学生の選考、退学勧告
38	履修単位の上限緩和、保健師・助産師課程選択考査
39	成績状況等の把握、国家試験受験支援に関すること
40	保健師教育課程学生の選抜要件
41	成績優秀者判定、修学指導、授業科目履修者に求められる成績水準の設定、退学の勧告及び教育・運営に係る検討
42	保健師選抜試験選考要件
43	保健師コース選抜試験
44	保健師教育課程選抜要件の一つ
45	退学勧告、CAP緩和、副専攻履修許可
46	特別課程履修の選考
47	助産学専攻科内部進学希望者の選考参考資料 保健師課程履修者選抜における参考資料
48	保健師課程の選抜
49	保健師選択履修生の選抜試験
50	保健師選択コース・助産師選択コースの選抜試験
51	保健師コース選抜の目安
52	保健師課程、助産師課程の選抜
53	実習のグループ分け
54	保健師課程希望者の選抜、養護教諭課程の履修継続条件、日本私立看護系大学協会の会長表彰者の選定などに活用
55	教育課程(保健師)の選抜
56	保健師の選考、卒業時の勉学表彰者選考
57	大学の交換留学プログラム
58	卒業判定、学生表彰
59	各種特別表彰選考、保健師課程・助産師課程選考
60	卒業判定、保健師・助産師課程選考
61	保健師課程選抜試験
62	・留学希望者の選定・決定
63	養護教諭課程履修者選抜基準・保健師課程履修者選抜基準
64	保健師・助産師・看護グローバル専攻選抜要件
65	公衆衛生看護学履修生の選考基準
66	保健師・助産師課程の選抜試験のエントリー学生をGPA上位50%から選別する。履修単位の上限緩和。
67	成績優秀者の選出、保健師コース選考の基準
68	●●県の看護就学資金の推薦に使用している。

Q20. 2024年度における貴大学の看護系の学部・学科、大学院の取り組みについて伺います。  
D. GPA制度は何に活用していますか。〔当てはまるものすべてに○〕

7その他FA

69	学生顕彰
70	注意警告、退学勧告の基準に活用している
71	保健師・助産師養成課程の選考要件
72	保健師課程の選抜
73	保健師養成課程の選抜
74	保健師課程選抜の選考基準
75	保健師・助産師国家試験受験資格取得学生の選考
76	選択科目履修者選考の際の一要素として
77	保健師課程履修者の選抜試験
78	助産師養成課程の選抜
79	実習のグループ分け、表彰者決定
80	保健師課程(選抜制)の選考に係る参考資料
81	保健師過程履修学生選考
82	保健師過程 内部選抜
83	保健師課程履修学生の選考における出願要件
84	卒業時の成績優秀者表彰、保健師教育課程の選抜基準、就職の学校推薦者選定
85	保健師コース20名選抜時に使用
86	保健師課程履修者(20名)、養護教諭課程履修者(10名)の選考
87	海外研修の受講
88	学生の就職推薦選定基準、保健師教育課程の選抜、教職課程の実習要件、卒業判定
89	保健師コース選抜
90	スカラシップ選定時における補助資料として使用している。
91	国家試験対策
92	卒業判定
93	履修要件

Q21. 貴大学には、看護関連の研修事業がありますか。[いくつでも○]

その他

1	看護連携セミナー、外国人患者対応能力向上に向けたワークショップ、自治体保健師キャリア支援セミナー
2	看護実践セミナー、看護教育セミナー、看護研究セミナー
3	全国の看護系大学教員対象のFD 全国の病院等施設における看護管理者対象のSD
4	看護師特定行為研修センター
5	放射線看護セミナー、放射線看護ベーシックトレーニング
6	市の委託を受けた訪問看護師研修プログラムや研修会を実施
7	特定行為研修(区分別、パッケージ)
8	看護師対象のリカレント教育(研修会) 令和6年度介護施設等職員実務者研修(権利擁護)事業(●●県からの委託事業)
9	特定行為研修、看護領域における実践力や研究力の向上のための各種研修
10	短期研修(1日)、特定行為研修
11	認定看護師・専門看護師・認定看護管理者等、看護職向け研修
12	認定看護管理者教育課程について、認定機関である●●県看護協会と協定を結び、運営に協力している。また、認定看護師養成課程(クリティカルケア)について、実施機関である●●市立市民病院と協定を結び、運営に協力している。
13	●●県新人看護職員研修
14	看護教員継続教育研修会
15	特定行為研修、実習施設の実習指導者への研修会
16	看護実践研究指導事業
17	①●●県中山間地域等訪問看護師育成講座②新任及び中堅保健師研修会③喀痰研修会④がんプロフェッショナル養成プランによるリカレント支援事業⑤専門職者のキャリアサポート教育事業⑥血管病調整看護師育成研修会⑦入退院支援事業 ⑧専門職者のキャリアサポート
18	リカレント教育・看護専門講座
19	臨地実習指導者研修会
20	卒業生対象「シャトル研修」、卒業生インストラクターによる在校生対象「卒業前スキルアップトレーニング」、看護コンソーシアムにおける中堅看護師研修、倫理研修
21	特定行為研修に係る演習を病院と医学研究科に協力して授業を行っている
22	地域貢献事業研修
23	専門看護師教育課程
24	論文投稿に関する研修会
25	看護職員の認知症対応力研修、病院勤務以外の看護師等認知症対応力研修、助産師(中堅者、指導者)研修、新人助産師研修
26	●●県委託事業:●●テレナース育成プログラム、プレナースプログラム 看護人材育成・支援事業
27	県受託事業による人材育成
28	看護職者向けリカレント教育
29	看護学科主催のセミナー、臨床指導者との情報交換会、臨床の依頼の応じた研修会講師等
30	地域包括ケア病棟看護師を対象とした研修事業
31	看護研究方法論講座
32	地域ケア実践開発事業 地域ケアスキル・トレーニングプログラム
33	高度実践看護師(専門看護師)教育課程
34	学則附置研究所(●●アカデミア看護学研究センター)主催による研修会を実施している
35	高度実践看護師教育課程、プライマリケアNPプログラム
36	産後ケア研究センター、地域健康づくり研究・教育センター
37	高度実践看護師教育課程
38	女性医療人キャリア形成センター
39	看護師特定行為研修課程
40	看護師特定行為研修
41	実習施設の看護職を対象とした看護研究の基礎講座を行っている
42	シミュレーション教育者育成プログラム 看護シミュレーション教育スキルアップセミナー
43	ELNEC-Jの研修
44	喀痰吸引等研修
45	実習指導者研修会
46	リカレント教育に関する研修事業
47	教員FD(年2回)
48	実習施設の実習指導者への研修会
49	キャリアアップ講座
50	実習先病院の臨床指導者研修会の中で、本学教員が講義・実習を行っている。
51	FD研修会
52	・実習施設の看護師全体への研究指導研修会(年4回実施)*委託 ・実習施設の教育担当者研修 *委託
53	日本私立看護系大学協会の会員校であり、その他外部の各研修に随時参加している。
54	看護職等を対象とした看護セミナー
55	実習指導講師研修会
56	履修証明プログラム
57	看護職員のリカレント研修
58	特定行為教育課程
59	実習施設の実習指導者への研修会
60	講演会、看護職者を対象としたプログラム
61	JBI(オーストラリアアデレード大学の研究機関)の機関としてJBIの主管する各種研修の開催。
62	公開講座
63	臨地実習指導者協議会
64	臨地実習指導者・教員合同研修会

Q22. 貴大学における、看護関連の附属施設・研究機関について伺います。  
 C. 財政基盤について [いくつでも○]

その他	
1	研修の自己収入、寄付金
2	附属病院の予算
3	自己収入(受講生からの授業料)
4	助成金、研修や講習料等で運営しました
5	セミナー受講料収入
6	附属施設収入
7	自治体の受託事業
8	受託事業の委託費や補助金
9	受講料
10	感染管理認定看護師教育課程の授業料等
11	研修受講料(授業料)等
12	自治体の補助金
13	特定行為研修の運営に係る経費は受講生からの受講料で賄われている。 所属する教員や大学施設に係る経費は大学の予算内で賄われている。
14	後援団体(同窓会)の支援、受講料収入
15	寄附、見学科、研修費収入

Q22. 貴大学における、看護関連の附属施設・研究機関について伺います。  
D. 活動内容について [いくつでも○]

その他

1	看護学生・看護師・看護教員を対象とした研修・セミナー開催、キャリア相談、学生の就職活動支援、看護学科教員と看護部看護職の教育人事交流、地域の訪問看護ステーションとの連携セミナー及び教育人事交流、事業の成果と課題を検証するための調査研究
2	IPE教育、情報発信
3	●●市より委託を受けて、訪問看護師養成研修を実施
4	研究指導
5	子育て支援事業など
6	「看護科学研究」の発行
7	多職種のための継続教育
8	看護職への研究支援、卒業者・修了者への就業・キャリア支援
9	活動報告書・リーフレット配布等の広報活動、行政との協働事業、ボランティア活動
10	多職種連携教育の推進、学内教員向けのFD活動、競争的資金獲得支援、研究成果の公表、研究紀要の編集・発行、子育て支援等
11	受託研究、公開講座(専門職向け)、知的財産、地域からの協力依頼、その他研究推進、地域貢献関連活動
12	看護師特定行為研修
13	自治体連携、感染管理認定看護師教育課程
14	自治体からの受託事業
15	学生消防団活動
16	認定看護師教育課程、認定看護管理者教育課程
17	認定看護師教育課程
18	医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書(指示)によって、特定行為を実施することができる看護師の養成。
19	他大学教育での活用
20	模擬患者養成講座の開催、模擬患者役の活躍の場の提供、潜在看護師のためのリカレント研修の開催。
21	看護師特定行為研修・特定行為実践の支援、専門看護師・認定看護師の活動支援、看護研究の支援、看護職のための復職支援(リカレントスクール)、等
22	構成員能力向上、教材開発、紀要編集出版

Q23. 2024年度における貴大学の看護系の学部・学科、大学院の国際交流の状況について伺います。  
H. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援※の有無とその内容を教えてください。

	学生受け入れFA	学生派遣FA	教員受け入れFA	教員派遣FA
1	留学生支援事業 月額3万円給付	留学に係る費用のうち航空賃及び宿泊料を助成(予算額及び1件当たりの助成額は、当該年度の予算の範囲内で、基金運営委員会の議に基づき、学長が決定)。1件あたり10万円		
2	国際交流事業の支援金	国際交流事業の支援金、同窓会奨学金、後援会奨学金、医学部支援基金奨学金	補助金	補助金
3	生活費支援	国際交流委員会で部分的に補助		留学等支援制度
4	優秀な私費外国人留学生に対する授業料免除	・OSSMAサービス料の半額負担 ・健康診断書作成費用の補助(上限2,000円)		
5	特定の協定校からの受入プログラムによる留学生に対する、JASSO海外留学支援制度を利用した支援。	①特定の協定校へ16日以上派遣した学生に対する、JASSO海外留学支援制度を利用した奨学金(月額:8~10万円)。 ②派遣日数を問わず、本学から派遣された学生に対する奨学金一時金(アジア3万、アジア以外5万)。①の奨学金との併給はできない。		特定の協定校からの受入プログラムのための実施経費予算からの支援。
6	奨学金の支給	奨学金の支給	滞在施設の貸与	助成金を活用した旅費等の支給
7	大学間または学部間学術交流協定を締結し、学生交流の覚書のある海外の大学に在籍する学生に、奨学金を支援する。	長期で留学する学生に、留学先機関における授業料相当額(学費・登録料)、奨学金、往復渡航費、保険料等の経費を支援する。修士課程レベルでは、University College ●●で学ぶ学生に、●●への渡航費、滞在費、授業料等を支援する。	大学の外国人研究者宿泊施設有り(有料)	年に1~2回程度、若手教員・女性教員が海外へ研修に行く際の渡航費・滞在費等を支援する事業有り
8	奨学金	奨学金		
9	・私費外国人留学生学資援助金として、学部・修士・博士2年生以上で、地域交流の参加を条件に、奨学金を学内で公募。 ・交換留学生、国費留学生および一部の私費留学生に、留学期間中キャンパス内にある留学生寮(●●大学国際交流会館)の居室を用意。(宿泊費・光熱費は学生の個人負担) ・交換留学生の入学検定料、入学科、授業料は協定に基づき原則、不徴収。	・短期留学(派遣)奨学金:学術交流協定を締結している外国の大学へ留学する学生(交換留学)を対象とし、月額4万円若しくは一括15万円又は10万円を給付 ・短期海外研修奨学金:外国の高等教育機関等で6か月未満の短期研修を行う学生を対象とし、1件9万円を上限に給付 ・ハロー・Vドラッグ 海外研修奨学金:海外の大学、研究機関及びこれに準ずる機関において単位取得又は専門の研究を行う大学院生を対象とし、授業料・登録料・渡航費(上限30万円)及び滞在費(月額8~12万円)を給付 ・交換留学の留学期間が岐阜大学の学期を超える場合、当該学期の授業料を免除している。	・学術交流協定大学からの招へい者へ●●大学との教育・研究活動を行うものに旅費を支援する助成事業を行っている。	・若手中堅者教員へ海外研究者と共同研究を行うものに旅費を支援する助成事業を行っている。 ・本学教職員へ学術交流協定大学との教育・研究活動を行うものに旅費を支援する助成事業を行っている。
10	●●大学フレンドシップ奨学金[主に協定に基づく(留学生:8万円/月 3ヵ月、5ヶ月、11ヵ月コース)]	保健学学生支援会、若葉会(同窓会)、●●大学基金[単位取得を伴う短期留学支援(学部・大学院):8万円、協定に基づく中・長期交換留学等留学支援(大学院):6ヵ月以下50万円、6ヵ月超100万円、協定に基づく中・長期交換留学等渡航支援(学部・大学院):地域により5~25万円]		
11		学生の海外派遣支援として、主に大学院生の海外学会参加の旅費を支援。 ●●大学学生海外派遣支援事業奨励金、●●大学大学院生海外研究活動等奨励金、●●大学基金による「留学(派遣)経費補助事業」による奨励金。		●●大学海外派遣プログラム運営支援金
12			(●●大学外国人研究員)1月以上1年以内で常勤の研究員を雇用し、給与、赴任、及び帰国旅費を支給し、上限額を設けて住居費を補助する。 (●●大学招聘外国人研究者)1月以上1年以内で招聘し、上限額を設けて住居費を補助する。	(●●大学若手教員長期海外派遣制度)派遣される年度末時点の年齢が40歳未満の常勤教員を対象に、6月以上、海外の教育研究期間等へ派遣し、上限額を設けて支援する。
13		国際交流部会、学生後援会および同窓会から一部補助あり		
14	国際交流会館(外国人用寄宿舎)を希望者に提供		ゲストハウスを希望者に提供	
15	●●県内での就職を考えている私費留学生にインターンシップの機会および奨学金を提供をしている	交換留学生や海外研修等に参加する本学学生及び国際学会発表を行う本学大学院生に対して奨学金を支給している		外国の大学、研究所等への派遣される若手教員を対象に旅費を支給している
16	奨学金の支給(課程在籍中1回のみ)			
17	宿舍	●●サポート(渡航費、プログラム受講料)、大学院学生等の海外渡航支援プログラム	GRIP経費	海外渡航支援プログラム(渡航費・活動費等)
18	学費免除(条件等あり)、宿舍の提供	留学等、海外へ渡航する学生を対象とした支援制度	宿舍の提供	
19		国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)事業グリーントランスフォーメーション(GX)を先導する高度人材育成 博士課程学生支援		
20		大学基金より以下の支援を行っている ・コロナ禍で渡航機会の大半が奪われた学生に対して海外渡航を後押しするため、各学科が提供する海外派遣プログラムに参加する学部学生及び大学院生を対象に一定額の資金援助 ・大学独自の奨学金制度「学部学生海外研修奨励賞」「大学院学生研究奨励賞」を提供		
21	入学科免除、授業料免除、●●大学のゆめ奨学金			
22	国際交流基金による外国人留学生奨学援助事業	国際交流基金による学生海外派遣援助事業	国際交流基金による外国人研究者招へい援助事業	国際交流基金による教職員海外派遣(短期)援助事業
23	要件を満たした者には、授業料免除の制度がある。また、留学生用宿舍を案内できるような居室を確保している。大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程の学生のうち選考基準を満たした者には、国際交流奨学金として一人当たり月額10万円を支給(2024年度は実績なし)	行き先に応じて一人当たり2~8万円を支給		

Q23. 2024年度における貴大学の看護系の学部・学科、大学院の国際交流の状況について伺います。  
 H. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援※の有無とその内容を教えてください。

	学生受け入れFA	学生派遣FA	教員受け入れFA	教員派遣FA
25		「●●大学医学部保健学科国際交流支援金(海外留学)」 渡航費として、10万円を限度に支給する。		
26	●●大学受入留学生等支援金、国際交流会館(宿舍)への入居	●●大学学生海外派遣支援金、●●大学医学部奨励金、●●大学後援会補助金	国際交流会館(宿舍)への入居	短期海外研修参加促進経費(引率旅費補助)
27	留学生宿舍・授業料免除			
28	協定に基づき、短期交換留学生へ学内宿泊施設を提供	協定に基づく短期交換プログラムにおいて、派遣先地域・期間に応じて、申請に基づき助成金を給付	協定に基づき、年間の交流人数内で学内宿泊施設を提供	
29	●●大学 私費外国人留学生奨学金 募集期間 6月 学部学生、大学院生 45,000円(月額) 支給期間 1年間(4月から翌年3月まで) 応募資格 在留資格が「留学」である学部学生、大学院生	●●大学海外留学支援制度～はばたこう！山口から世界へ～ 【対象】在学生(大学院生含む)【金額】50,000～150,000円【支援時期】申請時点	大学管理の宿舍を定額で提供、日用品の提供	
30	本学卒業生の寄付を財源として、グローバル人材育成や学生の国際交流支援を目的とした本学独自の奨学金制度を整備しており、交換留学生として受け入れている外国人留学生への支援を行っている。	本学卒業生の寄付を財源として、グローバル人材育成や学生の国際交流支援を目的とした本学独自の奨学金制度を整備しており、交換留学生として受け入れている外国人留学生への支援を行っている。	外国人研究者用の宿舍に入居可能。また、間接経費を活用した学内の競争的研究資金である「戦略的研究推進経費」から旅費の支出が可能。	間接経費を活用した学内の競争的研究資金である「戦略的研究推進経費」から旅費の支出が可能。
31		奨学金による補助		
32	宿舍宿泊料の免除	海外学術・国際交流助成金を設けて、学術・国際交流に係る旅費等の助成	宿舍宿泊料の免除	海外学術・国際交流助成金を設けて、学術・国際交流に係る旅費等の助成
33		学内の基金(原資は教職員の寄附)から学生の海外研修の経済的支援を行っている	海外から招聘する教員の渡航費や滞在費、講師謝金等の予算を計上している	海外研修等の引率教員等の予算を計上している
34	要件を満たす者へ奨学金を支給(月額8万円)	要件を満たす者へ奨励金を支給(地域別に3～10万円)		
35	●●医学大学からの短期交流学生に対し、本学と宿泊先間の交通費を助成	●●医学大学に派遣する短期交流学生に対し、1人当たり25,000円を助成		
36	韓国の大学(看護学部)との学生交流プログラムにおける交通費や食費の提供	韓国の大学(看護学部)との学生交流プログラムにおける航空券代、保険費用の提供。また学部生が個人で短期海外研修に行く際の航空券代や宿泊費等の支援。		海外研修時の渡航費、滞在費等の提供。
37	学業に精励する私費外国人留学生で経済的理由のため授業料を納付することが困難な者に対して、授業料を減額または免除する制度がある。	複数の制度を実施しており、短期派遣プログラムに対してはプログラム代金の一部、長期派遣については渡航費・生活費の一部支援を行っている。	諸外国の優秀な研究者を招へいし、研究活動への助言・協力、学内での講演会、本学学生に対する専門教育等、セミナー等を実施する場合には、渡航費及び謝金、宿泊費等を支給する。 旅費	在外研究の機会を得ようとする専任教員が海外において共同研究等を行う場合に、渡航費・滞在費の一部、ならびに当該派遣者不在の間の代替教員用件費等を支援する。 旅費、学会参加費
38				
39	学生宿舍(諸条件あり)、授業料減免制度	奨学金制度		
40		大学後援会より派遣学生の海外旅行保険と旅費の一部を支援		
41				「国外研修修員制度」教育研究等能力向上のため、教員が自ら立案した目標にしたがい国外にて研修を行う。期間は1～3ヶ月未満、3～6ヶ月未満、6ヶ月～1年以内。 規定に基づき在外研究費を支給する。(なお、経費は当該年度の予算額の範囲内の打ち切り旅費とし、予算額を超える経費は自己負担とする)
42	協定での取り決めにより、一部の大学からの学生受入で滞在費支援	派遣に係る経費の一部支援	協定での取り決めにより、一部の大学からの教員受入で滞在費支援	交通費の支援のほか、協定での取り決めにより、一部の大学への教員派遣で滞在費支援
43		留学助成金として一定額(地域別で1～2万円の範囲)を月額で支給		
44	宿舍提供	旅費(同窓会組織による支援)	宿舍提供	旅費、宿泊費
45		派遣留学生経済支援制度(部局短期分)		
46	宿舍	金銭的支援(無利子貸付)	宿舍	
47		協定校への派遣学生に渡航費用の一部を奨学金として支援		
48	大学のゲストハウスを無償提供(一部協定校)	受け入れ先の大学宿舍を無償提供(一部協定校)	大学のゲストハウスを無償提供(一部協定校)	受け入れ先の大学宿舍を無償提供(一部協定校) 若手研究者国際学会発表助成事業(20万円×10人/年) 代替教員なしの場合、基本給を支給
49	アパート契約、アパート代一部負担、学費免除	対象経費の1/2を補助	滞在費、交通費支給	対象経費の一部補助
50		月額20,000円		
51		●●大学ネクストリーダーズ基金による「●●●●留学サポート」として助成を行った。		海外で開催される学会等での研究発表等を行う場合に旅費を支給する。
52		短期海外派遣奨学金(1か月程度)		
53	宿泊費の助成	渡航費の一部助成		
54		2022年2月24日にロシアがウクライナに侵攻して以来、エネルギー価格や物価が高騰し続けており、また円安も続いていることから、短期留学支援金制度を発足し、状況が改善するまで継続する予定。		
55		給付、貸与とも、複数の海外留学、研修の奨学金がある。		給付、貸与とも、複数の海外留学、研修の奨学金がある。
56	授業料減免	海外フィールドワーク支援制度(補助金支給) ※短期プログラム		
57	宿舍の提供(自己負担あり)	奨学金	宿舍の提供(自己負担あり)	交通費及び滞在費
58	授業料相互免除制度:協定校との学生交流協定により、受入留学生の授業料を免除する。また、留学生のために留学生専用宿舍を提供する。	・授業料相互免除制度:協定校との学生交流協定により、派遣先大学の授業料が免除される。 ・海外協定大学派遣留学奨学金:本奨学金は、学業成績が優秀で、かつ、海外協定大学への留学を希望する経済的に困難な学生を支援する。 研修にかかる費用の概ね1/5の金額を給付型奨学金として支給する		
59		大学が企画する海外語学研修への参加に対して補助金による支援を行っている。		競争的資金に応募することにより支援している。
60		短期の語学研修等および半年以上の交換留学に対する給付奨学金		
61	大学院の正規留学生に対する給付奨学金			
62	授業料及び入学金の全額または半額を免除する制度			
63		本学が連携協定を締結している学校への1か月以上の留学に留学助成金5万円を支給する。		
64		派遣に関する費用の助成制度		学会での研究発表等に関する助成制度

Q23. 2024年度における貴大学の看護系の学部・学科、大学院の国際交流の状況について伺います。  
 H. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援※の有無とその内容を教えてください。

	学生受け入れFA	学生派遣FA	教員受け入れFA	教員派遣FA
65		・学生の短期留学に係る助成金(航空運賃の一部)		・海外出張に係る旅費の交付 ・研究交流派遣に係る経費(旅費、宿泊費、日当)の全部または一部
66	・外国人留学生奨学援助金(●●●●教学園) 本学に在籍する外国人留学生および大学附属研究所等に所属して研究を行う外国人研究生に就学・研究の奨励金を支給。	・在学留学学納金免除制度 特別在学留学 在学留学期間(半期または1年)における本学の授業料等学納金金額の納入を免除。		教育職員研修規程により、長期国外研修(6ヶ月以上1年以内)と短期国外研修(3ヶ月以上6ヶ月未満)に研修費と研究費を支給する。
67	航空券代一部補助、演習期間中のホテル代、食費、文化交流時の活動費用補助			
68	経済的困難な留学生に対する授業料減免制度	●●大学●●校留学生奨学生(授業料相当額奨学金)		
69	本学に在籍する外国人留学生のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、留学生生活を続けていくために経済的援助が必要であると認められる者に対して、授業料の2分の1の額を免状する制度		協定を締結した外国の大学から教員を受け入れる際は、覚書に基づき、滞在費用を負担する	外国の大学等との学術交流協定等の規定に基づき、協定等締結校に職員を派遣する場合は派遣手当を支給する
70	・●●大学私費外国人留学生授業料減免(年間授業料の30%減免) ・●●大学留学生経済援助給付奨学金(月額20,000円給付)			
71		保護者会より10万円/人の支援あり		
72	宿泊費	交通費、奨学金		
73		語学研修費用の補助		
74	「●●●●国際奨学金」大学院に正規生として入学を希望する者を対象に、研究科・運営委員会による選考の上、学費全額、生活費(月額20万円)、渡航費補助を含む留学準備一時金(15万円)を給付する。	「●●●●記念●●●●大学看護医療学部研究奨励基金」1件につき10万円から50万円の範囲で支給し、旅費・滞在費をはじめとする学習・研究活動に必要な経費に使用する。		「●●●●記念基金」専任教員を対象に、国際学会や学術会議への出席、研究、短期留学、研修・講習会等における往復航空運賃・宿泊費・交通費・学会参加費・VISA取得等の費用(最大50万円)を補助する。
75	●●●●奨学金制度(主にアジアの途上国のための奨学金制度。授業料、住居費、生活費を支給)			
76	外国人留学生授業料免除制度			
77	市内視察時のバス借り上げ代、食費の一部補助(レセプション等)、本学ゲストハウスの宿泊料の減免措置	航空券代の一部補助、海外旅行保健の手配	市内視察時のバス借り上げ代、食費の一部補助(レセプション等)、本学ゲストハウスの宿泊料の減免措置	旅費の支給(出張としての取扱い)
78		大学の国際交流プログラムで一人あたり10万円を上限に8名まで補助金を支給。		海外出張補助として一人あたり10万円を上限に10名まで補助金を支給。
79	外国人留学生に対する授業料減免制度	海外での留学・研修・研究発表等に関する育成推進奨学金制度		研究を目的として教員の海外派遣に関する旅費規程
80	奨学金支給及び宿舎の無償貸与	奨学金支給	宿舎の無償貸与	本学による身分保障及び給与相当額の一部支給
81	正規課程の外国人留学生を対象にした授業料減免制度(減免率50%、毎年度申請可・選考有)及び交換留学生については授業料不徴収、宿舎(光熱水費を含む)の無償提供。	前年度GPA3.0以上を対象にした学納金減免制度(減免率:授業料75%、実験実習料100%、施設充実費100%)		旅費、滞在費及び支度料を支給する。
82		宿舎の提供、研修費用の一部補助		
83	私費外国人留学生への授業料減免。	同窓会海外研修奨学金。		
84	学生の受入・派遣に合わせて、年間2,500万円程度、寄付金を財源とする学生国際奨学金制度を整え、海外渡航に係る経済的負担をサポートしています。	学生の受入・派遣に合わせて、年間2,500万円程度、寄付金を財源とする学生国際奨学金制度を整え、海外渡航に係る経済的負担をサポートしています。	同窓会からの寄付を財源として、年間150万円程度、(1)教員の海外研修のため、(2)海外からの大学の教授および看護専門職者の招聘のため、費用援助をしております。	同窓会からの寄付を財源として、年間150万円程度、(1)教員の海外研修のため、(2)海外からの大学の教授および看護専門職者の招聘のため、費用援助をしております。
85	奨学金(月賦)			
86	交通費、宿泊費、食費等の生活費補助	大学から定額の補助金を支給		
87	大学院:●●●●特別奨学金 短期留学生:●●●●奨学金	長期:海外長期研修奨学金、海外派遣留学奨学金、●●●●大学大学院留学奨学金 短期:海外短期研修奨学金、大学院進学者短期研修奨学金	●●●●大学交換客員教授制度	海外研究員、特別研修制度、●●●●大学交換客員教授制度
88	私費外国人留学生授業料減免制度	●●●●大学●●●●キャンパス長期留学●●●●奨学金制度		●●●●大学●●●●キャンパス長期留学●●●●奨学金制度
89	●●●●大学私費外国人留学生成績優秀者奨励費			
90	渡航費、宿舎提供	渡航費、宿舎提供		
91	宿泊費用	宿泊費用一部補助		
92	外国人留学生に対する授業料等ならびに入学金減免	海外研修参加学生に対する助成金	国際交流事業制度による助成金	教員短期留学制度による奨学金
93	MOUに基づく支援	奨学金あり		
94	受入期間中の宿泊費、昼食代、交通費を残額負担	旅費の一部補助		派遣に係る経費負担
95	(タイ)受入期間中の授業料・交通費・滞在費免除、(韓国)受入期間中の授業料免除	(タイ)受入期間中の授業料・交通費・滞在費免除、(韓国)受入期間中の授業料免除		
96		アジア、オセアニアに研修等で渡航した場合は30,000円までの渡航費の補助 ヨーロッパ、北アメリカ、南アメリカ、アフリカに研修等で渡航した場合は50,000円までの渡航費の補助		
97		助成金(奨学費)2万円補助をする		
98	外国人留学生に対して、学内奨学金を給付している。	学生の海外語学研修促進の一環として、補助金を支給している。		
99	大学院生●●●●学園国際交流助成金(学納金免除・宿舎費用免除)	MOU交換留学生の旅費・宿泊費の負担		留学予定の教職員・大学院生に往復渡航費、奨学金100万円 海外研修引率の教員に滞在中の旅費交通費を支給
100		後援会より補助金を支給		
101	大学の国際交流センター管轄による授業経費がある(留学生の施設見学費用など)	大学の国際交流センター管轄による授業経費がある(留学生の施設見学費用など)		
102	●●●●大学●●●●会国際交流基金から、短期海外留学の派遣、受入の補助として、内規に基づき学生に一定額を支援している	●●●●大学協和会国際交流基金から、短期海外留学の派遣、受入の補助として、内規に基づき学生に一定額を支援している		●●●●大学●●●●会国際交流基金から、短期海外派遣の補助として、内規に基づき教員に一定額を支援している
103		留学に係る費用の一部を補助		
104	「私費外国人留学生の授業料減免規程」により授業料等の減免制度がある。	「看護栄養学部海外研修給付奨学金支給に関する要領」により費用を給付する制度がある。		「●●●●大学在外研究及び国内研究に関する規程」に基づく研究助成
105	宿舎の提供	渡航費の一部を奨学金として給付	宿舎の提供	
106		特定の入学試験で合格・入学し、かつ入学後一定の成績を満たす学生に対し、海外研修費用の一部または全額を給付している(金額上限あり)		
107		渡航費の一部補助		旅費支度料として一部補助
108	国際交流会館、留学生会館			

Q23. 2024年度における貴大学の看護系の学部・学科、大学院の国際交流の状況について伺います。  
 H. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援※の有無とその内容を教えてください。

	学生受け入れFA	学生派遣FA	教員受け入れFA	教員派遣FA
109	学費免除、生活費支援、宿舍の提供	奨学金		
110				学生の海外研修の引率
111		奨学金		奨学金
112	保護者会からの補助金			
113	外国人留学生学修支援奨学金:年間1人につき20万円、年2回に分けて給付	留学生貸与金:長期留学する者には上限100万円を、短期留学する者には上限25万円を貸与する 長期留学生給付金:別途専攻基準により80万円を上限として給付する	交換教授:受け入れ期間中の給与、健康保険代、研究費、交通費の支給及び住居の無償提供	交換教授:派遣期間中の給与、渡航費、海外旅行保険代、研究費(準備金等)の支給
114		留学期間に応じた語学留学奨学金制度(1年間:30万円、半年:20万円、1ヵ月:15万円)		
115	研修にかかる諸経費は、受け入れ側の大学負担			出張扱いとして、交通費・宿泊費・日当等諸経費を全額大学負担
116	学び免除(授業料一部免除)			
117		寄附金、学内からの補助		寄附金、学内からの補助
118		奨学金		
119				教員の短期海外派遣費用については大学の特別研究費で負担する
120		学部生および大学院生を対象とした海外短期留学奨学金制度がある		奨学金として2年間支給している
121	授業料は一律25%減免、EJU日本語(記述含む)280点以上またはN1認定者は初年度のみ40%減免			
122		夏期休暇中にMOU提携校へ希望学生を派遣(2泊3日)し、前後のオリエンテーション及び報告発表にて単位認定しており、その研修費用を学生一人につき1万円補助している。2024年度は総額38万円の補助を行っている。		上記研修の引率、研修を行っており、2024年度は教員一人当たり89,720円、総額628,040円の補助を行っている。
123	交換留学協定による受入交換留学生生活援助費(奨学金)など	海外留学奨励費(奨学金)、各種篤志家奨学金など	短期教員交換協定を締結している大学からの受入教員への支援(宿舍提供) 海外招聘客員教員受入制度による招聘教員への支援(渡航費、生活費、等)	短期教員交換協定を締結している大学への派遣教員への支援(渡航費)
124		派遣に係る往復の交通費の補助		
125	協定を締結している大学の学生に対し、宿泊施設を無償で提供する。			
126		研修費の一部負担(旅費・宿泊費)		研修費の一部負担(旅費・宿泊費)
127	授業料減免制度、各種奨学金	奨学金支給、参加費一部補助		教育職員研修制度(往復渡航費、研修費、施設使用料、海外旅行保険)
128	奨学金など	奨学金など	滞在費など	宿舍など
129	●●●●大学私費外国人留學生成績優秀者奨励費			
130		海外研修に学生が参加する際に一人5万円を上限に補助する。		海外研修に参加する際教員からの申請があれば補助する。
131	宿泊については本学のゲストルームを提供している。 本学入学の学生については学生寮に入寮することとなっている。		宿泊については本学のゲストルームを提供している。	
132	外国人留学生に対して授業料等を免除する制度(資格要件を満たす者に限る)がある。 〔「外国人留學生授業料等減免規程」を適用〕	学科独自の学生短期海外研修については、旅費及び滞在費の一部を補助	研究に要する経費、滞在費及び旅費の全額又は一部を支給 〔「客員研究員受入規程」を適用〕	旅費及び滞在費の一部を補助〔「海外研修員規程」を適用〕
133	国際交流協定校からの受入学生については、授業料を免除する制度がある。	国際交流協定校への派遣学生については、授業料を免除する制度がある。	国際交流協定校からの受入については、宿泊費、食事2食、宿舍から大学までの交通費を免除する制度がある(3ヶ月未満の場合)	国際交流協定校への派遣については、宿泊費、食事2食、宿舍から大学までの交通費を免除する制度がある(3ヶ月未満の場合)
134		宿泊、交通費を一部負担し、研修費は大学が負担。 一部の研修に対して、プログラム料を補助している		宿泊費、交通費、連絡費用等大学より支出。
135				
136	●●奨学金	●●奨学金		
137	外国人留学生に対する奨学金(学費免除)、特別料金による留學生寮の提供	(全学部対象・長期)奨学金、航空運賃の一部補助 (看護学部対象・短期)海外研修奨学金		
138	学費免除			
139		1学期から1年以内の留学を許可された学生の留学期間中の●●●●大学授業料等は所定の金額の4分の1とする。		交通費及び滞在費を負担し、給与及び賞与を支給する公費海外留学と本人が交通費及び滞在費を支払い、学園が給与の一部を支給する私費海外留学の2種類を定めている。
140	留學生の学費減免制度、奨学金制度			
141		海外研修、一人につき5万円補助金あり		
142	授業料減免制度、●●の奨励奨学金、●●●●奨学金	長期・短期留学者への給付型奨学金	教員交流協定に基づく助成	海外研究員派遣制度
143	学生交換プログラム協定を締結する大学については、授業料は双方免除。宿舍(寮)については、協定により免除、あるいは学生負担を求められるところがある。セメスター留学中、本学学生への言語学習機会の提供や国際交流イベントへの支援をすることで、1万円/月×4か月の奨学金を本学から支給している。	学生交換プログラム協定(1セメスター、または2セメスター)を締結する大学については、授業料は双方免除。宿舍(寮)については、協定により免除、あるいは学生負担を求められるところがある。渡航費・海外旅行保険の一部、派遣先によっては、滞在費の一部を本学が奨学金として支給している。 また、本学が授業として開講する海外研修(1~2週間)についても、参加奨励金制度を設置し、学生の後押しをしている。		
144	日本語能力に応じた学費減免制度			
145		プログラム費用の半額までを上限とし、アジア以外30万円、アジア20万円の給付型奨学金(成績審査あり) 奨学金あり		
146	MOUに基づく支援			
147		国際看護学部留學生支援奨学金として、家庭等の事情により経済的支援を必要とする学生を対象に航空運賃と宿泊費を支給。支給額は費用の30%または50%で各10名を上限とする。		
148	●●●●大学外国人留學生奨学金、●●●●大学外国人留學生の授業料減免	●●●●大学海外留學生奨学金		
149	●●奨学金制度(主にアジアの途上国のための奨学金制度。授業料、住居費、生活費を支給)			
150	学費減免	研修費用	旅費、滞在費	旅費、滞在費

Q24. 2024年度における貴大学のハラスメント防止、コンプライアンスの推進への取り組みについてお伺いします。  
C. 看護系の学部・学科において、発生したハラスメント事例に該当するものを選択してください。[いくつでも○]

その他

記載なし

Q25. 2024年度における貴大学の学修支援等についてお伺いします。  
D. 学習形態についてお答えください。[いくつでも○]

その他

1	推薦図書による学習
2	グループワーク、グループディスカッション
3	入学前教育の対象科目は生物と英語としている。生物に関しては、大学が学習範囲を指定、学習形態は学生が個々に選択する。教科書や参考書で勉強している学生が多い。英語では読書教材を指定している。
4	生物・化学の復習を指示し、入学後に生物・化学のテストを実施している。復習に際し、参考図書を例示しているが、購入は自由としている。
5	理科系科目の学習手引きとして参考となる書物を紹介し、化学・生物学を中心に学習に取り組むことを勧めている
6	入学前に手に取ってほしい書籍を紹介している
7	事業者が提供する通信講座
8	DVD(またはWEB)の映像教材
9	オンライン講座・テキスト・確認テスト等の教材による自宅での学習
10	DVD、映像授業
11	ワークブック、ドリル
12	大学の授業参加
13	講義動画を自宅等で視聴した後、全員登校し、確認テストを受験
14	課題・レポート提出の対象者は「AO入学予定者」と「推薦入学予定者」です。E-learningは全入学予定者を対象としていますが、任意です。
15	予備校での学修を紹介
16	DVD講座
17	通信教育
18	入学予定者と在校生の交流会
19	課題図書の提示
20	DVDによる講座受講
21	学校推薦型選抜、社会人選抜入学者には課題の提示と提出、一般選抜・共通テスト利用選抜入学者には課題の提示。
22	テキスト学習
23	看護に特化したテキスト教材
24	英語テスト
25	確認テストの提出、採点添削後に返却
26	業者の入学前教育を詳細
27	通信による課題学習
28	DVD学習
29	プレエントリーガイダンスの実施
30	業者委託
31	課題は市販教材を使用(自習形式)
32	進研アド『学問サキドリプログラム』

Q25. 2024年度における貴大学の学修支援等についてお伺いします。  
 C. 大学入学前教育の対象者についてお答えください。[いくつかでも○]

その他

1	附属高校推薦入学予定者
2	高等学校において「生物」を習っていない入学予定者
3	社会人選抜入学予定者
4	社会人等特別選抜入学予定者
5	専願入試の合格者
6	帰国生入学および留学生入学予定者
7	特待奨学生入学予定者、一般入試(後期日程を除く)入学予定者
8	併設校からの入学予定者
9	同窓生子女入試入学者・社会人入試入学者
10	2. 推薦入学予定者は専願合格者のみである
11	3年次編入学予定者
12	指定校推薦型選抜入試予定者のみ
13	一般入試入学者以外
14	年内入試合格者(入学予定者)
15	総合型入学予定者、社会人入学予定者
16	教育提携校による入学予定者
17	全入学予定者のうちの希望者
18	学部のもものは全入学予定者、全学のもものは年内入試合格者
19	推薦入学者の内、公募・指定校・小論文入試は対象 ※それ以外の学園推薦(内部進学)は対象外
20	推薦入学者以外の希望者
21	本学の併設校の入学者数に対し、単位認定プログラムを実施している。また、学校推薦の学生に対し、国語、数学、理科のレポートの課題を提示している。
22	一般前期入学予定者
23	総合型入学予定者
24	総合型選抜Ⅱ・社会人特別選抜・海外帰国生徒特別選抜
25	希望者

Q25. 2024年度における貴大学の学修支援等についてお伺いします。  
E. 実施体制についてお答えください。〔1つだけ○〕

その他

1	大学が主体となって実施しているが、生物に関しては業者によるe-learningを紹介している。受講は学生の任意による。
2	大学で実施。一部科目で高校に作問を協力依頼
3	3大学と外部委託の両方 及び 4高校と大学が連携して実施
4	大学が単独で実施 連携校については、高校と大学が連携して実施

Q25. 2024年度における貴大学の学修支援等についてお伺いします。  
 F. 費用負担についてお答えください。〔1つだけ○〕

その他	
1	費用負担なし
2	明確な取り決めなし(場合によってはその都度対応)
3	書籍の紹介のため、図書館で借りる場合には費用は発生しない
4	費用は発生しない
5	外部委託のみ自己負担
6	費用の発生なし(提出時の送料は自己負担)
7	費用負担の案分は特に設定していないが、課題の評定・評価については本学教員が行い、成果物の作成・提出については入学予定者のここが負担する。
8	必須受講科目に関しては全額大学負担、任意受講科目に関しては全額自己負担
9	外部委託＝一部大学/一部自己負担、大学独自の課題は費用の負担なし
10	大学で実施しているものは無料、外部委託で実施しているものは全額自己負担。
11	学部で作成した課題を利用しているため、教材費等の費用負担は大学・学生共になし。

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
B. よろしければ支援の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—B

1	実習指導者研修を共同開催・講師派遣、助産師セミナー
2	医学部看護ユニフィケーション・システム推進委員会(委員長:学科長、副委員長:看護部長)の下部組織に実習指導検討会をおき、実習指導について検討。また、附属病院看護職キャリア開発センター(センター長:看護部長、副センター長:学科長)において看護学科卒業技術学習会を共同開催。
3	新人に対する入職時看護技術研修の支援
4	●●県が主催し、●●県看護協会が受託事業として実施している「●●県保健師助産師看護師実習指導講習会」に講師を派遣している。研修会を開催し、事例検討や個人の抱える課題に対してディスカッションを行う機会を設けている。
5	実習連携会議、新人看護師研修講師など
6	大学病院との間で実習指導者研修会を定期的に開催している。
7	研究支援、実習指導者研修会
8	臨床実習指導者研究等における講義の担当
9	臨地実習指導者研修(2回/年)と論理的思考に関する講師を担当している。また、病棟スタッフの講義聴講を促す。
10	老年:看護部教育研修「臨床実習指導者研修」にて、臨地実習の意義や学生のレジネス、実習指導者の役割等の講義を担当している。母性・助産:母乳に関する勉強会を毎月実施している。在宅:地域医療実践力育成コースの演習、実習の指導に協力していただいている。
11	実習施設と兼務である教員が新人看護師研修の支援を行っている
12	新人看護師研修において、本学の実習室や物品が利用できるように配慮している。
13	○研究支援○臨床実習連絡会への参加、連絡会で2回/年の実習指導法等の講義○看護職員実習指導者養成講習会における非常勤講師○ティーチングナースの研修会における非常勤講師
14	講師派遣
15	新人看護師対象の臨床技術トレーニングプログラム(平成22年度よりGPIにより開始)の立案・実施を大学が支援し、2024年度も同様の内容で新人看護師へのプログラムを展開している
16	(以下附属病院に関すること)学部1年生や3年生の演習の授業への参加を、臨床実習指導者研修の一部として位置づけている。新人看護師研修の際の実技練習を行う場所として大学の実習室を使ってもらっている。
17	附属病院で行われる臨床実習指導者研修や看護過程研修への講師派遣。新任期保健師研修への講師派遣。
18	当学科の主な実習施設である本学医学部附属病院(附属病院)と本学科は研修支援を行っている。新人研修や4年目の研修等、主要な研修の講師として講義や演習を行っている。看護部教育担当者と密に連携し、教育、研究支援も行っている。
19	看護学実習指導者研修の企画会議の委員を引き受けています。また、その講師も多くの教員が引き受けています。また県や市町村保健師の研修(新任期、中堅期、管理期)の企画や研修講師を引き受けています。
20	新人助産師教育のため、事例検討会に参加している。
21	実習施設の看護職員等を対象とした保健師助産師看護師実習指導者講習会(30日間)、特定行為研修(8区分13行為)、短期研修(病院看護向け 治験研修 1日)を開催。
22	毎年1回実習指導者会議を開催し、実習指導者研修や課題を話し合い連携を深めている。施設が実施する人材育成の研修会の講師を担当している。実習指導者会議での講演。
23	本学付属病院での新人研修。
24	新人看護職員を対象とした研修及び臨地指導者、教育担当者、研修担当者等新人指導に関わる看護職対象の指導者としての知識・技術を学ぶ新人看護職員研修事業を実施している。
25	臨地実習指導者短期教育プログラムによる実習指導計画・指導案の作成
26	県看護協会で開催している研修等に大学の教員を派遣している。
27	病院に出向き看護師対象にフィジカルアセスメント研修を担当している。その他にも実習指導者研修会、教員研修、ラダー別職員研修会など行っている。
28	県内の主な実習施設の管理者と新任者の定着及び人材育成に関する意見交換を行い、職場定着支援及び看護実践能力の育成支援を進めた。
29	臨地実習に携わる看護師の支援研修の実施
30	本学では、看護学実習指導者養成講習会を全学的な取組として実施するほか、公衆衛生看護学実習指導者研修会については公衆衛生看護領域の教員が中心となって支援している。これらはいずれも地域連携・キャリア開発センター事業として位置づけられており、組織的に実施・支援している。
31	施設と大学との包括連携の連携事業で、新人看護師研修実施指導者リーダー研修の実施、新任看護師研修(ストレスマネジメント等)への講師派遣を行った。新任期保健師の人材育成研修の支援などを実施している。
32	実習指導者研修会を年1回開催している
33	・支援している:実習先の実習指導者研修の講師を一部対応(基礎看護学) 学科全体で臨地実習教育協議会および臨地実習指導者研修会を実施している。
34	実習先施設との連携協定に基づき、研修等を実施している。
35	大学附属病院群に研修の講師として教員を派遣している
36	看護協会主催の臨床指導者講習会に教員を講師として派遣している。実習施設の看護師が行う看護研究のアドバイザーとして教員を派遣している。
37	看護研究指導などで支援している。
38	附属病院における臨床実習指導者研修会の講師を行っている。
39	研修会講師、事例検討会
40	支援というよりは協働という内容ですが、新人看護師研修に本学の4年生が参加できるように働きかけ、就職後のイメージをつけやすくしています。
41	新人看護職員研修「多施設合同研修」「実習指導者研修」「教育担当者研修」 実習指導者講習会
42	実習指導者講習会:実習指導方法演習(計画)において実習指導案の作成に関する講義・演習(15コマ)を担当している
43	・附属病院における新人看護職員研修及び継続教育研修の一部にファシリテーターとして教員が参加 ・附属病院実習指導者研修の講師として参加 ・附属病院実習指導者とのワーキング活動の実施
44	臨床指導者との情報交換会、臨床企画の研修への講師派遣、実習施設からの依頼による新任期研修等。
45	臨地実習指導者会議
46	県の看護協会の委託を受けて、臨床実習指導者研修を各年で実施しており、臨地実習施設の指導者も多数受講されている。実習施設の看護職員研修や年間を通じて研究支援を行っている。

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
B. よろしければ支援の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—B

47	基礎看護学実習、領域別看護学実習等における実習説明会・報告会の場を活用し、実習受け入れ施設の実習担当者とともに、学生指導の課題、方法等についての検討を行っている。
48	実習病院の新人看護師研修及び中堅看護師研修、県の新人保健師研修及び指導者育成研修を大学として支援している。
49	附属の大学病院が実施している臨床実習指導者研修に看護学部教員を講師として派遣している。
50	研修講師、研究支援
51	●●県からの委託事業である「看護実習指導者養成事業」により、県内の医療機関、介護福祉施設に勤務する看護師を対象に「実習指導者研修会」を実施。
52	臨床実習指導者研修を毎年1回施設と共同で企画・実施している。
53	毎年、県内全看護大学と協働して、保健師を対象とした実習指導者研修を行っている。
54	病棟で看護師および学生の教育的役割を担う臨床指導ナースの育成プログラムにおける講義・演習、病院における看護師を対象とした講習会を学部教員が担当している
55	・新人研修のファシリテーター ・卒後教育(ラダーⅣ)の看護研究等の指導・教育 ・指導者講習会の講師等
56	関連病院看護教育委員会主催の「実習指導者基礎研修」の企画運営に委員として携わっている。
57	実習室、設備、備品、器材の貸与。指導者として教員を派遣。
58	毎年、大学の実習室を使用し、シミュレーターを看護部に貸し出し、看護部が新人看護師研修を実施している。年度初めに、臨床実習指導者に対して実習運営委員長(大学教員)が講義を実施。また、科目担当者(大学教員)が各実習(基礎看護学実習、成人看護学実習、統合実習)前に、臨床実習指導者会で実習の説明を行い、臨床実習指導者と一緒に実習指導についてのグループワークを実施している
59	本看護学部の教育理念を踏まえつつ、臨床実習の場において教育と臨床実習指導者との協力により一貫した指導を提供できるように「臨床実習指導者研修会」を年1回実施している。
60	実習指導者研修会および臨床実習指導者研修会を実施しており、指導体制および協力体制の強化を図っている。また、附属病院からの要請により、新人看護師研修のグループワークを教員がサポートしている。
61	クリニカルナース・エデュケーター(CNE)育成プログラムを実施している。このプログラムは、看護系大学の学生および臨床におけるスタッフの教育指導に携わることのできる能力を有する人材の育成を目的としている。
62	「●●大学看護職・人材育成センター運営部会」のワーキング担当者として、学科教員も高度実践スキルアップ、教育スキルアップにおいて、院内における看護研究や臨床実習指導者研修を支援している。
63	職員研修講師、事例検討会オブザーバー、看護研究指導
64	病院内の看護研究の基礎講義及び研究指導等
65	臨床実習指導者講習会への講師派遣、付属病院看護師教育への講師派遣、付属病院看護師の研究指導
66	臨床実習指導者研修会について、全国助産師教育協議会主催のものを紹介して支援している。女性医療人キャリア形成センターの看護職キャリア形成支援部門にて、自己学習支援プロジェクト、キャリア/メンタルヘルス相談プロジェクト、研究力育成支援プロジェクト、働き方支援プロジェクト等を行っている。
67	キャリア支援セクションによるキャリア支援、実施施設の提供
68	臨床実習指導者研修会
69	本学(教育)と実習生受入(臨床)とが連携し、「実習指導者研修会」を開催している。年度中4回の研修会を通して、看護学教育における実習の意義、実習指導者としての役割及び効果的な実習指導力を身につけた指導者の育成を目的としている。
70	院内研修への講師派遣
71	・臨床指導に関する基礎的な考え方や指導上必要な技術について理解し指導に活かすことを目的として、臨床指導者研修会を全5回実施し、全過程に参加された参加者には修了証を発行している。 ・看護師長がリフレクションスキルを習得することを目的として、看護師長研修を全5回実施し、全過程に参加された参加者には修了証を発行している。
72	臨床実習指導者が参加する研修(病院主催や回復期リハビリテーション病棟協会主催)の講師を担うなどして支援したり、実習病院の看護部主催の臨床実習指導者研修の講師を引き受けたりしている。
73	支援内容は内定者研修と臨床指導研修会である
74	●●県地域ケア研修
75	2024年度●●県実習指導者講演会に教員を講師として派遣した
76	臨床看護師の研究指導
77	講師やグループワーク時のファシリテータ派遣
78	臨床実習施設と大学で連携協議会を開催している。新人ナースの情報交換等を行い、新人ナース対象のセミナーを題材に取り入れ、提供した。
79	新人看護師研修の会場としての提供および教材・物品の支援
80	臨床指導者研修へ大学から教員が出席している。
81	●●県看護協会の実習指導者講習会に講師を派遣
82	実習施設看護師への看護研究指導
83	・保健師助産師看護師実習指導者講習会の開催により指導者育成を支援 ・研究指導・看護実践力強化のため、卒業前までの200項目にわたる看護技術チェックを各自PC管理することでいつでも到達度の評価・確認ができるようにしている。
84	施設での臨床指導者研修会での講義、発表に対する講評など。
85	看護学部実習連絡協議会への参加による教育連携を行っている。
86	連携・実習施設への講師派遣
87	実習指導者会議を使った指導者研修
88	院内の看護研究に対する支援
89	年1回の臨床実習指導者研修および合同研修(会議・講演会)
90	大学教員が実習先である病院所属の実習指導者に対し、看護教育課程の概要、実習指導者の実際、実習指導者計画案・展開について教授している。
91	研修に必要な看護のシミュレーションモデルや施設(演習室)の提供 ・毎年、実習病院主催の実習指導者研修に学内の教員を派遣している。(2~3名程度) ・実習施設の研究指導のアドバイザーとして就任している。 ・●●内の保健師課程(公衆衛生看護学領域)の教員と●●内・●●市内の保健師と協働して赤ちゃん訪問の動画(学生・現任教育ともに使用)を作成し活用している。
92	講演(その年の教育トピックについて説明)

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
B. よろしければ支援の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—B

93	毎年度、実習指導者研修会を開催。また、実習節からの依頼により、看護職員への研究指導、講演を実施。
94	看護職員向け研修会の講師等
95	実習施設の看護師への研究指導、実習指導者への教育プログラムの教育担当
96	臨床実習指導者連絡協議会の開催(講演会実施) クリニカルラダー研修(スタッフの育成力・リーダーシップ・ケーススタディ) 臨床指導者、新任教員担当者の研修会(Z世代の看護学生や新人看護師の対応について)
97	臨床実習指導者研修会の開催
98	定期的に臨床指導者の方々を集め、意見交換をしている。また、講師を呼んで、研修会を開催している。
99	病院内新人研修の一環としてキャンパス利用、器具の貸与等
100	本学の中に看護キャリア開発コアセンターの研修組織をつくり、本学と共にグループ運営をしているふれあいグループの所属病院と連携を図り、受講者を募っている。
101	教育連携への取り組みをすすめるにあたり、現在は一つの施設において、新人看護師及びラダー1の看護師へのフィジカルアセスメント能力向上や多重課題への対応能力向上のためのシミュレーション研修の企画と実施運営・評価の支援を行っている。また、現場のスタッフに対する指導者の教育能力向上のための研修も支援している
102	新人研修や実習指導者研修に対する講師派遣、施設提供などを実施しています。
103	実習病院のラダー教育のうち臨床指導者研修に、本学部の教員が講師として参入している。
104	実習施設からの希望により新人看護師教育、研究指導を行っている。
105	研修会の参加について、参加してもらいやすいように推薦等した。
106	実地指導者研修、教育担当者研修、シスター・ブラザー研修、臨地実習指導者研修、クリニカルラダー研修、看護副師長研修、看護管理者研修、看護研究セミナー、看護研究個別相談会、リカレントスクール、等
107	・病院実習の新人看護師研修に演習指導者として参加している。 ・実習施設の病院グループで実施されている臨床実習指導者研修に講師を派遣している。 ・実習病院の看護研究研修に講師を派遣している。
108	本学では、実習施設との教育連携の一環として、研修会の開催、講師派遣、研究指導の受け入れなどの支援を行っている。
109	実習指導者懇談会の実施、指導者養成研修会の企画、ラダー研修(研究支援)、フィジカルアセスメント、コミュニケーション演習、認知症ケアケース会議、事例検討会など
110	実習指導者研修会・懇談会を年3回実施。大学教育の概要及びカリキュラムの中の実習の位置づけ等を説明する。
111	大学に扶持されている「看護キャリア教育研究センター」にて実施
112	新人・管理職看護師研修のためのユニフィケーション。臨床実習指導者研修を学内で行なっている(1回/年)。
113	学生指導に関する研修
114	シミュレーションや事例検討会等の研修会を開催している。 全師長・主任等も参加する。

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
D. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—D

1	病院看護部・大学看護学科の間で相互の教育力向上を目的とした人事交流制度を設けている。研修として地域の訪問看護ステーションで同行訪問を行う教育人事交流制度を設けている。また、母性・助産領域専任教員がNICUの看護体験を数日間研修を受け、臨地実習時の学生指導に有益となる知見を得た。
2	医学部看護ユニフィケーション・システム推進委員会(委員長:学科長、副委員長:看護部長)を年3回定例会議を行い、学科の授業担当の協力依頼等を行っている。
3	本学では2022年から、附属病院との連携をより強化する取組みに着手している。病院看護部キャリア開発センターの活動を、看護ユニフィケーションに主眼を置いた体制にシフトされたことを契機とし、キャリア開発運営委員会に新たに保健学科教員も3名定期的に参画する形で、ユニフィケーションの推進を図っている。2024年度は附属病院の看護師と本学の看護学生の交流の場を定期的に設けるとともに、附属病院の看護師からの研究相談を受け付けるシステムを構築した。また、2025年度には病院との連携拠点を学内に開設予定であり、2024年度は準備室を開設した。
4	実習施設の専門職者と専門領域の実践活動・教育活動・研究活動を共にしている。
5	大学病院から1年間臨床講師として派遣してもらっている。
6	実習施設での研修講義担当、研究支援、大学の演習支援
7	老年:臨床看護師の学内演習への参画、病棟看護師との共同研究 母性・助産:教員の臨床勤務、母子診療科との兼務にて人事交流をしている。 成人:授業・研究での連携・協働 在宅:地域医療実践力育成コースの演習、実習の指導に協力していただいている。
8	看護学大学院教員と附属病院看護部の看護師でユニフィケーション活動を行っている
9	○大学での演習等の状況についての研修○附属病院看護師の臨地実習指導者(候補者)、卒後教育に関心のある看護職員、卒後教育担当者などを対象とした看護学教育研修受け入れ制度
10	2022年度に附属病院看護部職員を対象にダブルアポイント制度を設け、1名が大学院教育の従事している。また、2023年度に附属病院看護部との間で人事交流制度を創設している。
11	教員業績の基準にあわせて、一定期間、人事交流(教授⇄看護師長)したり、教員の申請により定期的に臨床現場での研修を行える制度を附属病院との間で実施。
12	大学病院より臨床准教授2名を派遣してもらい、講義・演習・実習への教育的支援を得ている。
13	連携推進室を設置し、病院の看護師が教員として異動
14	上述の様に当学科は本学医学部附属病院(附属病院)で主に臨地実習を行っている。教員は附属病院で専門チーム(褥瘡対策チーム、NSTチーム、緩和ケアチームなどの回診)や病棟での看護を実践している。認定看護師および専門看護師を含む各教員が所持する認定資格の更新に必要な実践活動等のフィールドとして活動する他、附属病院からの人材受け入れも行っている。その他、学外の実習施設においては、教員が困難事例の依頼等に対応し、事例紹介や職種紹介の依頼等で交流を図っている。
15	実習施設の看護師を臨床教員として任命し、学内および実習施設での教育を行っている。
16	ユニフィケーション対象施設と各教員の専門領域で取り組みが実施されている。2024年度は救急看護、がん看護に関連する支援についてである。
17	本学付属病院の副看護部長(教育担当)と、看護管理支援監(看護管理支援者)を大学看護学科教員が兼務している。付属病院看護部の委員会活動に大学教員がメンバーとして参加している。
18	附属病院看護部から、教育研究を行う臨床特任講師として受け入れている。
19	●●県立病院から看護師1名を大学教員として派遣する制度がある。派遣看護師は2年毎に交替する。
20	・援助技術の演習に実習施設のスタッフ5名が指導者として入る。8~13名の学生の手順を確認し、技術トレーニングを支援する。 ・PBL演習でチューターとして学生の教育にご協力いただいている。 ・1年生を対象に、基礎看護学実習の一環として学内に複数の病院の実習指導者に来ていただき、コミュニケーション演習に参加していただいている。
21	実習指導支援、講義・演習の支援を受けている。研究のサポート等も行っている。
22	包括的連携事業の一環として①基礎教育・継続教育・大学院教育における相互協力(看護師研修への大学からの講師派遣、看護師による「医療安全」「感染管理」やCNSによる講義など)、および病院からの実習指導看護師の派遣。
23	実習教育協議会を設立して、臨床実習充実のため交流会や各種企画運営を行っている
24	専門看護師である教員の病院実践
25	2年任期で臨床看護師が学部の教員として教育に携わる。学部からはCNSが附属病院で兼任業務を行っている。
26	実習施設(連携協力協定病院等)から、1年間の期限で人事交流を受け入れ、助手として、講義・演習・実習を担当いただいている。
27	看護部の職員が教員として派遣されている。
28	附属病院看護部との間で人事交流を実施
29	ユニフィケーション事業は平成24年度より継続して実施している。大学の演習授業に実習施設の看護職が参加する、また、新任教員の実習前の臨地研修を行うなどの交流をしている。人事交流の実績はない。
30	実習が円滑に進むように、年度の実習開始前に各担当教員が病棟での研修を兼ねて、スタッフ間との調整を図っている。また、本学が企画する研究報告会で発表交流を行っている。
31	大学病院看護師に看護学部の講義・演習の講師を依頼している。 また、看護学部教員が実習教育支援などを行っている。
32	学内の講義、スタッフの学内演習の指導協力、研修会の相互交流
33	実習後のミーティング
34	実習病棟のスタッフによる学内演習の指導 関連病院2施設から看護師の助教着任
35	本学大学病院からの派遣による教員受け入れ。
36	協定に基づき本学教員としての出向受け入れ
37	臨床教授・准教授・講師がおり、看護学科の演習及びワークショップに参加している。 認定看護師(実習施設所属)などを実務教員として講義・演習の講師として招聘している。
38	講義におけるゲストスピーカーとして実習施設の看護職員を依頼している。
39	学部教員を医学部における兼任教員と位置づけ、大学病院内で臨床活動に参画している
40	ゲストスピーカーとして、認定看護師や専門看護師を招き、講義・演習をしていただいたり、大学より、関連施設に出向き、臨床への参加を行っている。
41	本人の希望により、臨床看護師が教員として大学に異動したり、また逆のこともある。
42	制度はないが、取り組みとして臨地実習指導者会で大学教員と実習指導者のグループワークを実施、看護部の院内看護研究や4年目研修(看護研究)を大学教員が担当している。

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
D. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—D

43	大学側からは実習担当教員、実習施設(病院)側からは看護部長、副看護部長、病棟責任者が参加し、「●●大学看護学部・看護学研究科および●●病院看護部連携会議」を定期的に開催し、実習での課題・評価などの情報共有を行い、連携強化を図っている。
44	教育セミナー(看護セミナー)を年2~3回無料開催し、主に実習先の看護職者に案内している。
45	上記Bの「●●大学看護職・人材育成センター運営部会」のワーキングの中に人事交流部門があり、看護部と協力して「●● NURSING FESTA」や「こころに残る看護」を開催している。
46	実習教育学習会 ●●キャンパス看護交流会(看護学科、附属●●病院看護部、●●第三看護専門学校)
47	臨床講師制度を設け、講義や演習・実習指導を兼担として行って頂いている。大学側からも准教授講師会の一員として臨床講師にFD等を通じて情報提供や、臨床と教育の連携に努めている。
48	非常勤講師(講義)、研究指導
49	●●リサーチフェスタは、●●系列の医療・福祉施設を中心に連携し、研究や教育の質を高め、より良い実践を行っていくことを目的とし、年に1回研究発表とミニレクチャー、研究相談を実施している。
50	実習施設の看護師が本学の教員として1年間学生の教育に関わっていた。人事交流協定の締結→人事交流。
51	実習協議会を1年に1回実施し、共通テーマの講演を受けること、大学のカリキュラムを説明し、意見交換を行う機会としている。(全実習施設対象)
52	実習病院看護部からの身分替え(2年間)
53	実習指導者サポート委員会 1回/月 実習指導者連絡会 2回/年
54	実習病院の職員に非常勤講師として講義を依頼している。
55	実習施設における臨床看護師の研究に教員が支援を行っている。 実習施設の実習指導者に演習に参画してもらっている。
56	実習施設の指導者等を専門科目講義のゲストスピーカー及び看護技術演習指導等におけるゲスト講師として招聘し、最先端で実践的な教育への協力を得ている。
57	研究指導等
58	講義の一部を実習施設の看護師にゲストスピーカーとして教授していただいている
59	研究指導
60	専門領域の資格を持つ看護師の講義を組み込んでいる。学内技術演習は臨床看護師の協力を得て実施している。
61	講義担当、演習・実習科目での技術指導担当などの人事交流を行っている。
62	実習施設の臨床看護師に、非常勤講師として科目の一部をご担当頂いている。また、演習科目のTAとしてお越し頂いたり、ゲストスピーカーとしてお越し頂いている。
63	実習指導者研修の共同企画・運営、病院での看護教員の実践力育成研修、教員による看護研究指導の3事業に取り組んでいる。
64	大学「内規・取扱」の中で、「ユニフィケーションにおける人事交流内規」として定めている。
65	・授業のなかで、実習施設の方を招いて講義をしてもらっている。 ・臨床指導者会において、大学実習の目的などを説明している。
66	取り組み:1年生、2年生を対象にした認定看護師(呼吸器、緩和、救急領域)による臨床講義
67	授業のゲストスピーカー
68	訪問看護ステーションでの訪問看護を定期的に実施
69	実習施設からの本学大学院看護学研究科への入学希望者の取扱いにおいて、「実習施設推薦書」に基づき、優遇措置を行っている。
70	本学において、制度としての取り決めはないが、実習施設へ講師派遣を依頼したり、就職や奨学金につながるように、実習施設の取り組みなどを学生に紹介する機会を設けている。
71	実習施設から学内演習や授業での講師派遣に限られますが、交流しています。
72	学生の講義や演習時に看護師を派遣、看護師の教育研究に教員を派遣している。
73	学内講義、卒業論文指導協力、臨地実習調整及び指導に協力を得ている。
74	「臨床看護学教員」の設置
75	実習担当者会議を本学で開催しております。
76	1名を基礎看護学領域の助手として2年間を期間として受け入れている。
77	看護師への看護研究指導を通年で実施している
78	年度末3月に、本学にて看護学実習への共通理解を深め、実習施設と大学が協働して実習を進めるため「実習指導者連携会議」を実施している。
79	ゲストスピーカーとして講義を依頼する。
80	取り組みとして、授業、演習に実習施設の臨床指導者に参画していただいている。
81	授業に看護師を指導者として招へい。
82	臨床NSと大学教員を兼務している役職者あり

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
F. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—F

1	看護研究推進を目的とした交流会の開催。センター事業の成果と課題を検証するための調査研究を共同で実施。病院看護部と看護学科合同FD講演会開催。
2	看護教育研究サポートセンターを設置し、実習施設との合同研修会(勉強会)を年2回実施している。また、実習施設を中心とし、施設側からの希望に応じて看護研究の指導や講義を行なっている。
3	看護学科教員、学生、看護職員ととともに学び合う「看護ユニフィケーション交流会」を年2回開催
4	・実習先の特別養護老人ホームやグループホームを経営している法人と共同研究を実施して、共同で助成金を獲得している。また、これらの実施施設と月に1回の事例検討と文献抄読会を実施している。さらに実習施設と倫理についての意見交換を定期的に行っている。 ・助産師教育コースの講義の一部を実習施設の看護師・助産師に公開している。
5	毎月研修会を実施している。
6	研究支援、合同研修会など
7	大学病院のスタッフの研究支援制度があり、講座毎に指導部署を決めて支援している。
8	●●●●ホスピタルとの共同研究実施(精神)
9	看護師が取り組みたい研究への計画段階から学会発表までの指導、病棟での合同研修を検討している。
10	老年:臨床看護師の学内演習への参画、病棟看護師との共同研究 母性・助産:教員の臨床勤務、母子診療科との兼務にて人事交流をしている。領域勉強会において、定期的に講師として研修を実施している。成人:授業・研究での連携・協働 在宅:地域医療実践力育成コースの演習、実習の指導に協力していただいている。
11	合同研修会を開催している 共同研究は実習担当病棟と個別にすすめているところもある
12	大学教員や大学院生等が実習施設である大学病院をフィールドとして研究を行う場合に、対象部署の管理者を共同研究者として協力を得ている
13	実習施設を対象に、看護学生の教育上の問題や実習指導等に活用できるような内容を想定した講演会の開催や、学生の指導上の問題点や課題等について自由に話せるような場を提供する等の取り組みを行っている。
14	褥瘡回診、成人移行期支援外来、共同研究、研修実施や実践的研究(実習の一環として行う共同研究)、合同勉強会、合同シンポジウム、事例検討会
15	働きやすい病院プロジェクトを立ち上げ、大学病院看護部と共同で調査を実施した。病棟の関心に応じて、合同研修会を実施している。
16	看護部と共同研究を実施し、大学主導と病院主導の両方の場合がある。
17	○●●●●リサーチカフェ(研究計画立案、研究データ解析、学会発表等の支援) ○訪問看護ステーション連絡協議会の研修に参加○学会サポート支援・共同研究者として、病棟看護師の2件の学会発表に向けた計画書作成、倫理審査委員会への申請に向けたサポート、学会抄録、学会発表に向けたサポートを実施している
18	●●カフェ:毎月1回、大学病院の看護師(希望者)の研究相談支援 リサーチロード:大学病院の看護師(希望者)の研究相談支援
19	附属病院看護部で実施される看護研究への支援を行っている(研究指導のサポート、附属病院看護研究報告会での講評など)
20	メディカルスタッフの教育・研修の開催。基礎教育—継続教育に対応した教育システムの構築。地域医療・看護における教育コンソーシアム拠点に向けた基盤整備。機器の開発や臨床での介入研究。月1~2回の看護研究の相談会(研究計画書、倫理申請への指導、必要時共同研究や企業連携)。
21	看護師の病棟研究に参画。実習施設を含む地域の医療機関に対して、先駆的看護実践支援センターが実施する研修、助産、慢性疾患ケア(糖尿病や呼吸器ケア)の研修会を定期的実施。
22	実習施設の各病棟や部署からの看護研究支援依頼が計画的に年に1回程度あり、研究計画から実施、学会発表、論文投稿まで支援している
23	看護教育合同研修会(1回/年)、看護教育検討会議(病院看護部と、6回/年)
24	上述の様に、附属病院の教育担当者を介して、支援依頼を受けている。共同研究を主に公的に引き受け、研究チームへの研究指導を行う。その他、併せて看護研究の研修会や、研究発表会の査読も行っている。さらに、附属病院の認定看護師が主催する研修会開催への支援として、研修会講師を引き受けたり、研修会の共同開催の支援も行っている。
25	実習施設を対象とした教育講演等を年2回程度、大学として予算化し実施している。そのほかに、各実習領域ごとに共同研究や研修を実施している。附属病院の実習指導者委員会について、病院スタッフとともに企画運営を行っている。
26	●●大学医学部看護学科と附属病院看護部が臨床と教育をつなぐことで、学生の実践力と専門職としての成長を支援し、地域社会に貢献する看護人材を育成する事を目的とした連携を行っている。附属病院の外来や病棟看護師が行う研究課題への支援や共同研究者とともに研究を行っている。
27	病院や訪問看護ステーションの看護職員との共同研究や勉強会の開催、研究指導、学会発表への支援を行っている。
28	臨床看護研究推進センターを設置。●●健康危機管理研究機構および●●高度専門医療研究センターの臨床看護研究の推進及び発展のため、看護研究に関する研究指導等を行っている。
29	看護研究指導(研修会)の講師を担当し、共著として論文投稿を支援する。訪問看護ステーションに対して、2024年度研修会(訪問看護における利用者からのハラスメント対策)を行った。臨床における看護研究指導支援を実施している。自治体が実施する保健活動の評価等に関して求めに応じて共同研究を実施している。
30	臨床教授との交流会の中で、大学の教育方針を伝え、実習等に関する意見交換を行っている。
31	本学付属病院とは年2回、「看護部門交流会」として、さまざまな話題提供をもとにディスカッションを重ねている。
32	主たる実習施設である●●県中央病院との定期的な合同勉強会のほか、病院や施設など多施設との勉強会を開催している。
33	県看護協会主催の新人看護職員研修の効果検証研究を、研修の運営に関わっている病院・教育機関の代表者をメンバーとした共同研究として実施している。 院内看護研究の相談、支援 事例検討会、ノーリフト教育の講師・アドバイザー
34	実習指導者と看護教員の学びと情報交換を目的とした交流会の開催
35	附属病院看護部と合同で実習指導用テキストの改訂に向けてのグループワークに取り組んでいる
36	看護研究支援、共同研究、事例検討会、実習指導についてのディスカッションを行っている。
37	大学の共同研究費が設定されており、申請して審査採択する形をとっている。
38	・看護技術について、学生と新人を対象とした研究を共同で行っている。研究倫理審査は大学の方で通している。 ・大学教員が院内看護研究の指導を担当している。 ・自治体保健師の社会人基礎力に関する調査研究、看護師からの自治体保健師転職採用者の人材育成に関する調査研究など行っている。
39	本学教員と現場看護職者が対等な関係で研究的な手法で看護現場の課題に取り組む共同研究を実施している。また、共同研究の経過を振り返り、研究成果を広く共有するため、年1回の「共同研究報告と討論の会」を開催している。
40	上記D(Q26-Q)の研究サポートにおいては、共同研究者としてサポートし、学会発表につながる場合もある。

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
 F. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—F

41	本学では、地域連携・キャリア開発センターの事業として『看護研究支援事業』を実施している。県内の医療機関や市町村保健センター等に所属する看護職等を対象に、看護学研究に関する講義および実践的な研究支援を提供しており、その成果が学会等で発表されることもある。
42	実習施設と包括的連携協定を締結して、共同研究や指導者研修、コンサルテーション、研究指導、共同事業(学習会)を行っている。
43	実習施設から出された研究テーマに対して、教員が共同研究者として入り指導的役割もとりながら臨床共同研究を実施している
44	大学看護学科全体で年2回実施(臨地実習協議会、臨地実習指導者研修会)した。
45	実習施設からの研究協力依頼に協力している。臨床教授等研修会を実施し、臨床実習指導者を含めて指導力向上に資するような研修会を企画・運営している。
46	看護コンソーシアムによる意見交換会を定期的に実施している。
47	公開講義や学部附属施設の地域交流看護実践研究センター主催の研修に参加できる体制づくりをしている。 また、共同研究できる体制も作っている。さらに、臨床教授称号付与に伴い、学部教員のFD研修にも参加できる体制をとっている。
48	年に一度、実習担当教員及び実習施設指導者が一堂に会し、実習の実施状況や課題を協議している。
49	共同研究費補助金を受けての県内看護職者との共同研究
50	大学附属病院群の看護部と会議体を設け、共同研究を進めている
51	看護実践・キャリア支援センターが企画・運営し、看護学科教員が研究を希望する看護師に研究の指導・助言等を行い、共同研究している。
52	併設の看護研究交流センター事業の「地域課題研究」において、実習施設等の看護師等と共同研究を行っている。
53	臨床看護研究、産後子育てひろばの効果検証研究
54	実習施設の臨床看護師を対象とし、本学所有の多職種連携ハイブリッドシミュレーターを使用したフィジカルアセスメントに関する研修を開催
55	実習運営部会主催で臨床指導者及び臨床教授・准教授・講師の方々を対象に、学部教員と外部講師による研修会を実施している。研修テーマは年度ごとに異なる。
56	附属病院と看護実践応用センターを通じて、共同研究に取り組んだり、個々で勉強会を行っている。
57	組織として行っていないが、教員個々の裁量で実習施設等との共同研究や勉強会の取り組みを行っている。
58	・地域貢献研究推進事業として共同研究等を指導する制度がある。 ・成人慢性看護学実習におけるペア実習慢性看護学実習における学生ペア実習体制がもたらす学習効果 ・成人慢性期看護学実習におけるリハビリテーション栄養プログラムの導入による学習効果—実習終了時の学生のインタビューより— などの共同研究を、実習先でもある医療機関と行っています。
59	病院における研究指導とおして共同研究を行っている。
60	共同研究は、病院看護部と看護学科の連携事業として位置づけられている。看護研究指導を希望者に実施し、学会発表、論文投稿まで支援している。グラントの獲得も行っている。看護研究に関する院内研修講義も行っている。
61	・附属病院実習指導者との合同学習会 ・実習施設との共同研究に対して助成を実施
62	共同研究は教員と臨床で随時実施している。合同研修は看護セミナーとして関係機関と共催で実施している。また各実施施設からの依頼に応じて研修講師を教員が担っている。
63	臨地実習指導者会議
64	看護実践教育研究センター企画での合同研修会(看護研究方法、事例検討会、トピックのテーマに沿った研修会等)や病院からの看護研究の指導を定期的または不定期で実施している。
65	共同研究は、病院の病棟単位と大学教員の間で実施している。合同研修会は、ユニフィケーション事業の一環として、年に1回程度実施している。
66	大学の地域・在宅ケア研究センターを中心に、実習施設における看護研究指導、および共同研究を実施している。
67	実習施設において学生の実習指導に携わる実習指導者及び看護学部教員を対象に、両者の連携強化や実習環境・教育体制の充実等を目的に、年1回「実習指導者・教員連絡会」を開催している。内容としては、講演と領域別のグループワークにて構成される。
68	毎年、実習施設との協議会を開催し、実習指導等について検討を行っている。
69	研究支援、合同研修会
70	実習施設が主催する研究会やシンポジウムへの参加
71	実習施設における研究指導、実習施設で開催されているカンファレンス等への参加
72	領域で開催している勉強会への参加
73	●●大学との協定に基づく合同多職種連携教育 実習施設と大学による実習指導のための協同学習会
74	①学生指導における病院と大学の連携について ②実習の学びについて
75	臨地実習に関する研修会、実習指導に関する会議(実習評価、実習計画など)を年に1回実施している
76	共同研究や合同研修を実施している。質的研究や専門分野の臨床の研究の研究分担者になっている。 実習施設の業務に関連する研修・交流会は年2~3回開催している。
77	系列の病院との共同研究を促進するための学内研究費枠がある。
78	学部FD委員会、実習委員会合同の企画で、学部実習担当教員だけでなく実習施設で実習指導に関わる看護職が参加できるような研修会を年1回程度行われている。 (成人領域)病棟において実習をサポートする臨床指導ナースを育成するためのプログラムの講義演習は、基本的に学部教員が担っている。また、外来看護師の研究疑問について一緒に研究を行っている。その他、新人のメンタルヘルス研修を大学病院CNSと協働で実施している。看護部と連携し、人事交流として看護部から学部生の教育への参加や病棟の看護師との共同研究に取り組んでいる。 (老年領域)老年看護に関連する共同研究や先方の関心のあるテーマでの研修会を実施している。
79	年に1~2回行うFD研修会等に参加していただいている。
80	制度はないが、取り組みとして臨地実習指導者会で大学教員と実習指導者のグループワークを実施、大学教員が看護部の院内看護研究の研究支援、研究発表会の講師を務めている。
81	看護学部の共同研究費があり、実習施設の看護職をメンバーに入れて行っている。
82	学部の共同研究費により、学部教員と附属病院職員が共同研究を実施できる仕組みを設けている。また、学部教員と併せて附属病院看護師が行った研究を発表する場として、医療看護研究会を開催している。
83	年に一度、臨地実習指導者交流会を実施している。
84	学科FD研修会を実施し、実習施設の方に参加いただいた。



Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
F. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—F

134	<p>実習施設の看護研究指導を数年継続している。研究テーマの選定、研究プロセス、学会発表などのサポートを行っている。 4箇所の実習施設は大学側より研究協力を依頼し、共同研究を行っている。 1箇所の実習施設は朝礼の際に行う短時間の勉強会や実習指導者への研修等を実習中に依頼される。 1箇所の実習施設からは院内研修会の案内が届き参加している。 実習施設で勉強会、共同研究(リフレクションについて) 毎年度1回●●県、●●県内市町村、大学が合同にて、●●県公衆衛生看護学実習連絡協議会合同研修会を開催している。主に実習テーマについてそれぞれの立場から課題や解決方法などのディスカッションを行っている。</p>
135	<p>・実習病院看護師への研究指導(通年) ・実習病院の院内教育の講師</p>
136	1病院が実習教育機関8校を集めて実習実施状況等の情報交換を行った
137	毎年、講師を招聘して、臨床指導者や本学教員に向けての研修会を開催している。また、実施した実習の振り返り評価をしている。
138	臨地実習指導者研修会
139	病院と大学間の包括協定に基づき共同研究の実施、講師の派遣
140	臨床と教育双方に役立つ話題を提供し、臨地実習教育についてディスカッションする。また、実習施設病院にてFD研修を実施した。
141	実習教育会議
142	臨地実習指導者研修会：臨地実習指導における実践的なテーマについて、年に1回、臨地実習指導者およびスタッフ等が参加できる研修会を実施している。
143	実習打ち合わせ会や実習発表会、実習に関するFDに適宜参加いただいています。
144	実習指導者との研修会
145	研究の仕方について、サポートする体制がある。
146	主たる実習病院との連絡協定の規程内に共同研究、合同研修の項があり年間複数回実施している。
147	<p>臨地実習指導者および専任教員を対象として毎年実習協議会を開催している。 2024年度は「特別な支援を必要とする学生への教育支援」をテーマに、発達障害/合理的配慮について学び、そのような学生に対して、臨地実習指導者や教員、組織はどのように支援できるのかについて情報提供し、意見交換を行った。</p>
148	研究活動の指導
149	合同研修会実施
150	実習指導者研修会を本学で年に一度、開催しております。
151	臨地実習連携会議として、大学と実習施設が情報共有を行う会議を毎年1回開催している。大学の教育理念に基づく教育内容の相互理解を図ることで、更なる教育効果の向上を目指している。
152	<p>・大学のFDに講師として招聘することがある。 ・合同協議会を設置し、テーマを決めたグループワークを実施している。 ・共同研究については提案があれば学内の基金を使用することができる。 ・先進的な授業について見学会を設けている。</p>
153	<p>・年に1回実習協議会があり、実習病院と意見交換等している。 ・包括支援センター会議等での検討</p>
154	実習施設からの依頼で看護研究指導の講師を派遣した
155	実習連絡協議会を開催し、実習に関連したテーマの話題提供や話し合いを行っている。また、病院が実施している看護研究に関する研修に協力している。
156	施設からの依頼により、研修会のテーマに応じて講義を行う教員を派遣している。
157	実習施設と共同で研究を行っている
158	事例検討会・院内研修の講師サポート
159	2020年以降、毎年、大学と実習施設で日本看護科学学会の交流集会を共同で企画・開催している。
160	臨地実習連携会議
161	<p>看護研究に関する支援及び指導を実施している。 実習指導者研修会を年3回実施して意見交換等を行う。</p>
162	合同協議会の実施。
163	毎年、実習施設と教員による実習連絡協議会を開催し、学生指導のあり方、カリキュラムに関する研修をしている。
164	共同の研究発表会を開催
164	1回/年、大学と臨床の協働委員会設立
165	実習委員会が企画する「臨地実習指導者・教員合同研修会」

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
H. よろしければ制度の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—H

1	実習施設の指導者の協力を得て、臨床教育の指導体制及び教育内容の充実を図ることを目的とし、併せて、当該実効を高めるため、臨床指導教授、臨床指導准教授又は臨床指導講師の称号付与をする制度を導入。また、実習指導者や演習の指導、講義科目の講師について、大学病院の看護職は学内特別講師としている。
2	全ての実習施設において、臨床講師、臨床准教授、臨床教授の名称付与を、病棟単位あるいは、施設単位で行なっている。臨床教授等として選考できる者は、医療機関等における看護師、保健師、助産師としての豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有するものとし、次のとおりとする。 (1) 臨床教授は、次のいずれかに該当する者とする。 ①20年以上の臨床経験を有する者 ②修士の学位を有し、3年以上の臨床准教授の実績を有する者 ③5年以上の臨床准教授の実績を有する者 (2) 臨床准教授は、次のいずれかに該当する者とする。 ①10年以上の臨床経験を有する者 ②修士の学位を有し、3年以上の臨床講師の実績を有する者 ③5年以上の臨床講師の実績を有する者 (3) 臨床講師は、3年以上の臨床経験を有する者臨床教授制度を設けることで、臨床指導者の意識が高まり、指導者として丁寧な指導を行なっていただけ。
3	医学部臨床教授等の称号付与制度にそって、看護学科の臨地実習教育に貢献する学内外の管理者を対象に、臨床教授、臨床准教授、臨床講師の称号を医学部長より付与。
4	臨地実習施設職員に対する臨床教授(臨床准教授・講師)の付与
5	医学部内に「看護学科臨床教授等選考委員会」を置き、称号付与の規定に基づき選考を行い、医学部教授会に推薦。審議の結果、医学部長・医学系研究科長が任命する。
6	臨床教授(臨床准教授、臨床講師)制度の導入
7	臨床教育に協力する学内外の医療機関等の優れた医療人に対して称号を付与し、臨床教育の指導体制の充実を図っている。
8	【授業科目履修規則に定める臨床実習等の指導に協力する医療機関等】に所属する医療人に、選考の上、付与する。また、医療機関等における豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有するものとする。称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師とする。
9	年に一度、学内講義・演習や臨床実習の指導者に称号を付与している(基礎・母性)各病棟の教育担当副看護師長などを臨床教授・准教授・講師に任命し、臨地実習に関わってもらっている(小児)
10	看護実践の場で優れた指導力と豊富な臨床経験を有する看護職の皆さまを対象に、「臨床教授(臨床准教授・臨床講師)」の称号を付与する制度を導入しています。
11	看護学科における臨床教育に携わる医療機関等の優れた医療人に対し、称号を付与し、看護学科臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的としており、臨地指導者又は本学の非常勤講師として任用された者に付与する。2024年度は、看護臨床教授1名、看護臨床准教授11名、看護臨床講師1名、看護臨床助教15名に付与した。全て本学医学部付属病院看護部の臨地指導者であり、教授会での承認を得ている。
12	職位の実績によって、臨床教授制度を付与し、実習指導に積極的にかかわってもらっている
13	実習担当教員からの推薦に基づき、称号を付与している。
14	実習施設の看護職を対象に、臨床看護教授、准教授、講師の候補者を選出し、大学側で評価及び認定している。臨地実習の際には、実習指導者は概ね称号付与された看護職に依頼しており、また称号付与者には大学の講義・演習等に協力してもらえるような体制を組んでいる。
15	学部看護学専攻または大学院の授業を担当している看護職員のうち、教育・研究・実務の経験年数に応じて、臨床実践教授(20年以上)、臨床実践准教授(15年以上)、臨床実践講師(10年以上)の称号を付与している。実習施設の指導者等に非常勤講師、臨床教授等として、講義・演習の指導を担当してもらっている。
16	臨地実習にかかわる看護師長、副看護師長、教育担当者に発令している。
17	○実習協力機関等に所属する医療人であり、医師、看護師、歯科医師、保健師、助産師又は臨床検査技師の免許を有し、原則として75歳を超えない者、附属病院の看護部長及び教育を担当する副看護部長として在職している者、その他医学部長が必要と認めた者に称号を付与する。
18	保健学科の臨床教授等となることのできる者は、臨床実習に関連する専門領域に対応する資格又は免許を有し、かつ、優れた臨床能力及び教育能力を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 臨床に関する経験年数が、臨床教授にあつては20年以上、臨床准教授にあつては15年以上、臨床講師にあつては7年以上の者 (2) 各専門領域に関する臨床教育の実績及び学会発表等を含む研究上の業績を有する者 (3) 原則として満66歳未満の者
19	臨床教育に協力する医療機関等の優れた医療人に対して称号を付与し、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的としている。臨床教授等の選考は医療機関等の臨床現場における豊富な経験を有し、優れた臨床能力と教育能力を有する者を教授会議に諮り学部長が行う。臨床教授等に給与等は支給しない
20	大学で臨床教授等の称号付与に関する規程が設けられており、それに沿って毎年度称号付与を行っている。現在のところ対象は附属病院に留まっている。
21	臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的として、本学科が行う臨床・臨地実習等の臨床教育に関し、本学科が委嘱する学内外の保健医療機関等の優れた医療人に対して、称号を付与している。
22	実習施設より推薦された実習指導者に対し臨床教授等の称号を付与している。
23	選考基準を定め、委員会にて履歴書と業績の確認の上、各実習施設の看護部長に臨床教授、副看護部長に臨床准教授、師長及び指導担当者に臨床講師の称号を付与している。
24	臨床教授・准教授・講師の規程を作成し、任命している
25	医学部看護学科における学生の臨床実習を含む臨床教育に協力する本学科以外の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の充実を図る制度である。
26	臨床教育に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対して臨床講師の称号を付与し、臨床教育の指導体制及び教育内容の充実を図っている。臨床講師は、所属する実習協力機関等において、保健学科と実習協力機関等との間で作成された臨床教育カリキュラムに基づき臨床実習指導等を行っている。
27	医学部として制度はあるが、看護学科では実績はない。
28	臨床教授:看護部長 臨床准教授:教育担当看護副部長
29	実習施設で学生の実習効果を高め、対象施設との連携を強化するために導入。

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
H. よろしければ制度の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—H

30	学内教育と臨地教育との連携を強化し、より充実した臨地教育を実施するため、理事長は、本学の4学科及び大学院健康科学研究科の臨地実習を行う病院又は施設等において豊富な経験を有する優れた臨地・臨床実習指導者に対し、臨地教授、臨地准教授又は臨地講師の称号を付与することができるものとする。
31	実習前年度末に、各実習領域に次年度の臨床教授の称号付与の照会を行う。実習指導にかかわって下さる臨床教授等の推薦を頂き、該当者の役職や実習時に期待する役割に応じて、①臨床教授(看護部長相当)、②臨床准教授(副看護部長、看護師長相当)、③臨床講師(実習指導者等)の称号付与の審査を教授会で実施、承認の上、「辞令」を交付する。
32	臨地実習指導者等で、その方の教育業績・研究業績によって職階を定めている。
33	主に大学院修士課程でのNPや助産師養成を行う実習先の指導者を任命
34	本学看護学科生の臨地教育の充実及び実習効果を高めるために、協力機関等と協議の上、臨地実習指導者を配置するものとし、その中から特に優れた専門職者に対して臨地実習教授または臨地実習准教授等の称号を付与することができるものとする。
35	実習施設の適切な人材を適用している。
36	本学の臨床教育等に携わる専門職を対象に、臨床教授、臨床准教授、臨床講師の称号を付与している。臨床教授等の職務としては「所属する協力機関等において、臨床実習指導等必要な職務を行う」本学と協力機関等との間で作成された臨床実習カリキュラムに従い行う」としている。
37	臨地実習に携わる看護師(主に管理職)に称号付与を行っている。
38	本学では『看護学部臨床教授等の称号付与に関する規程』を設けており、実習指導者の経験や果たす役割に応じて、臨床教授・臨床准教授・臨床講師・臨床助教の称号を付与している。
39	●●県の主要な病院の専門医や看護部局長を臨床教授として任命し、学内の講義や臨床の実習などでの学生の指導、育成に協力をいただいている。
40	臨床教授は臨床教育機関等の看護部長、副看護部長等の職にある者、臨床講師は同看護部長・実習指導者等の職にある者として、臨床教育機関等が推薦し、本学が承認している。任期は1年で、臨床教授と教授との懇談会を開催するなど、指導体制の充実に努めている。
41	実習指導者に対する臨地実習講師を依頼した。 県内の中核的な実習施設の看護部長を対象に臨地実習教授を依頼した。
42	選考基準は、臨床経験年数により、①臨床教授(20年以上の臨床経験)、②臨床准教授(15年以上の臨床経験)、③臨床講師(10年以上の臨床経験)となる。臨床教授等の称号は、臨床実習施設に常勤し、実習教育に直接携わる看護師、保健師等であり、65歳以下である等の要件を満たして選考された者に付与する。なお、臨床教授等としての謝金は支給しない。
43	臨地教授制度を導入。学内教育と臨地教育との連携を強化し、より充実した臨地教育を実施するため、臨地実習を行う病院又は施設等の臨地・臨床実習指導者に対し、臨地教授、臨地准教授又は臨地講師の称号を付与。
44	臨床教授称号付与に伴い、学部教員のFD研修にも参加できる体制をとっている。
45	実習施設の所属長から条件に合致する候補者の推薦を受け、教授会で臨床教授、臨床准教授及び臨床講師の認定を行っている。
46	本学の学生が臨床実習等を行う施設の豊かで優れた看護職者を臨床教授、臨床准教授又は臨床講師として委嘱する。
47	看護教育講師の制度を導入している。本制度は、本学附属病院の看護師を看護部長が推薦し、大学の審議会が承認する。看護教育講師は、看護学科学生への講義、演習の参画、実習指導への協力、指導者への支援・指導等を行う。
48	臨床教授、臨床講師の称号を授与している。
49	本学の臨床教授等の称号付与要項に基づき、臨床教授、准教授、講師を選考する。申請のあった候補者の履歴書を実習運営部会で確認し、人事教授会の議を経て決定する。
50	看護学部における看護学教育の充実を図るため、臨地実習等の指導に協力する医療機関等の優れた医療人に対して、看護学臨床教授、看護学臨床准教授又は看護学臨床講師の称号を付与し、職位に応じた役割を果たしていただく。
51	実習指導を担当いただく看護職者を臨地教授等に任命し、臨地実習での教育にご協力いただいている。
52	1年任期で教員の推薦により任命している。報酬はなし。
53	看護部長や教育担当副部長が候補者です。
54	大学と連携協定を結んでいる実習病院長あてに、臨床教授等の推薦を依頼し、推薦があった看護職員に対して規定に基づいて称号を付与する。臨床教授等は主に学生の技術的指導にあたる。
55	附属病院看護部より、基準に沿った人物が推薦され、教育連携が図れるようになっている。
56	実習指導を行う附属病院の看護師長等に対し、臨床教育教授等の称号を付与(3年更新)
57	摂食嚥下障害研修に臨床教授制度を導入
58	臨床教授等の称号は、協力機関等に所属し、本学の臨床教育等に携わる保健医療福祉機関等従事者に付与している。臨床教授等は、その所属する協力機関等において、本学の学生に対する臨地実習等の管理及び指導を行うものとしている。
59	看護学科の臨地での教育の質向上を目的に、県立病院での臨地実習およびフィールド学習での病院研修にあたり、看護職員に対し、臨床教授等を付与する。単年毎に、臨床教授等付与規程に沿い実習等施設より推薦を受け、学部長が学長に申請し任命する。
60	実習病院等で大学教育に参画する人に授与している。現在、該当者なし。
61	実習先である各医療機関等から、本学部の臨床教授等として推薦があった実習指導に携わる優れた看護専門職者に対し、当該者の教育、研究、実務等の経験日数や所有する資格等に応じて、「臨床教授」「臨床准教授」「臨床講師」の称号を付与し、臨床教育における指導体制の充実を図る。
62	臨地実習における臨床教授、臨床准教授、臨床講師について施設からの推薦を依頼している
63	臨地実習における指導体制の充実を図るため、臨地実習協力施設に所属する実習指導者に対して、看護学部長の申請に基づき、学長が臨床教授、臨床准教授及び臨床講師の称号を授与している。
64	臨床教授等の称号付与
65	1. 臨地教員の称号付与 2. 大学図書館の開放および所蔵図書の貸出(5冊/2週間)
66	臨床教授等は、臨床教育協力期間との間で作成された臨床教育計画に沿って必要な指導等を行う
67	関連病院2施設の看護部長が特任教授として兼務発令されている
68	・本学大学病院実習担当職員への称号付与(臨床教授・臨床准教授・臨床講師) ・実習施設実習担当者への非常勤教員委嘱・発令
69	大学教員と臨床教員の話し合いの場を設け、学生の実習における目標を共有し効果的な実習環境の調整や高い成果に向けた協力体制の強化をしている。看護学科・看護部連携委員会が発足し規約を作成した。
70	臨床教育に関し、本学が委嘱する学外の保健医療機関等(臨床教育機関)の優れた医療人に対して称号を付与し、もって臨床教育の指導体制の充実を図っている。

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
H. よろしければ制度の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—H

71	本学における臨床医学、産業医学教育及び看護学臨床実習並びに卒業産業医研修などを充実させるため、この趣旨に協力し得る学外の医療機関、産業保健機関、事業所等に所属する医師、看護師及び技術者であって、一定水準の経験を有する者。(現時点では対象者なし)
72	本学看護学部における実習教育に協力する医療機関において、臨地教育等に優れたものに対する称号の付与等に関して必要な事項を定め、看護実践の教育の指導体制の充実を図るとともに看護の向上を図ることを目的として、臨地教授の称号付与制度を導入している。
73	本学附属病院で実習指導にあたる看護職者に対し、看護臨床教員の併任発令を行っている。
74	大学の教育及び臨床実習指導に携わる保健医療福祉の専門職者であり、専門分野について優れた知識と豊富な経験を有し、かつ教育に熱意を有する者のうち、教育上必要があると認められる者に臨床(地)教授等の称号を付与している。
75	保健、医療、福祉の現場における豊富な経験を有し、本学の教育の理念に賛同する者で、原則として臨地実習協力病院又は施設等の常勤職員である者とする。
76	実習施設に対して臨床教授制度の案内と推薦を行い、被推薦者の役職と専門領域に関する臨床教育実績、学会発表等を含む研究上の業績、専門看護師・認定看護師制度等による資格について、本学の基準を基に付与する称号を定め、学部教授会での審議・承認後、証明と共に付与している。
77	臨床講師称号付与の規定に基づき、実習病棟から各1名の臨床講師を選出し、臨地実習指導者、大学教員と協力して、学生の看護学実習の指導体制の充実を図っている。
78	臨床講師は、実習協力機関において、学生に対する臨地実習指導等に必要な職務を行う。本学看護学科の教育目的に賛同し、教育活動に積極的に協力できる者。そして、看護学教育に関するFD活動に参加できる者。
79	臨床現場の優れた人材を積極的に活用し、本学における教育の充実を図るため、臨地実習等の指導に協力する医療機関又は福祉施設等に所属する医療従事者、福祉従事者等に対して臨床教授(看護部長相当)、臨床准教授(副看護部長相当)、臨床講師(看護師長相当)の称号を付与する制度である。臨床教授等の職務は、その所属する協力機関において、本学の学生に対する臨地実習等の指導を行うことである。臨床教授等が行う指導は、本学が作成したカリキュラムに従って行うものとする。
80	医学部付属病院機関で実習を行う際、受け入れ先の看護師に対し、臨床看護教員を発令します。学内の規程及び基準に基づき、看護部で対象者の推薦を行います。被推薦者に対し、大学の資格審査委員会で審査のうえ、臨床看護教授、准教授、講師、助教の身分を付与します。
81	平成25年度より臨床教員を導入し、講義や演習、実習指導を依頼している。
82	学部、大学院ともに臨床教授、臨床准教授
83	看護部長、師長、病棟ごとの実習指導者を臨床教授(准教授・助教含む)に任命し、実習前後に実習の企画・運営について会議をしている。
84	教授会や研究科委員会において、臨床教授等の適任者に対する意見を聴いて、学長が称号を付与する。付与する期間は原則として2年とし、延長ができる。給与や謝金等の報酬は支給しない。臨床教授等は看護学実習の指導にあたり必要な協力を行う。
85	本学の臨地実習の指導に協力する医療機関に所属し、かつ臨地実習において学生の指導に当たる者で、実務経験が15年以上の者(博士若しくは修士以上の学位を有する場合は実務経験が10年以上)には臨床教授、実務経験が10年以上の者(博士若しくは修士以上の学位を有する場合は実務経験が8年以上)には臨床准教授、実務経験が8年以上の者(博士若しくは修士以上の学位を有する場合は実務経験が5年以上)には臨床講師の称号を付与している。
86	臨床(臨地)実習にご協力いただいている医療機関等の優れた医療人の方々に対し、臨床教授、臨床准教授、臨床講師、臨床助教(以下「臨床教授等」)の称号を付与するもので、これにより臨床教育の一層の充実を図ることを目的としている。
87	看護部長を「臨床教授」、看護副部長を「臨床准教授」に委嘱している。複数領域が使用している実習施設の看護部長等に臨床教授等を依頼し、実習の受け入れ・実習調整・指導などを担っていただいている。訪問看護ステーションの管理者のうち、長年に渡り学生指導を担ってきたものを「臨床教授」もしくは「臨床准教授」、在宅看護専門看護師の資格を有し、長年にわたり学生指導を担ってきた医療機関の入退院支援部門の看護師を「臨床准教授」に委嘱し、質の高い実習指導の任を担っていただいている。
88	臨床教授の選出方法等については、各臨床施設から推薦をいただき、提出された履歴書等を参考に本学委員会において承認している。
89	臨地実習の受け入れ組織で学生教育への貢献が顕著で規定を満たす方に臨床教授や臨床准教授の称号を付与している制度である。実習領域の教員からの推薦を受け書類を審査のうえ、教授会から大学運営会議に推薦する制度である。
90	臨床教授、臨床准教授、臨床講師の付与
91	本学専任教員との連携により、臨地実習カリキュラムの統括、運営、学生指導等を実施していただく。
92	実習病院の看護部 部長・副部長・師長・主任を臨床講師として委嘱している
93	臨床教授等の規程を定め、教授会で承認されたのち、臨床教授等を委嘱している。実習施設における指導のほか、学内ではゲストスピーカーとして招聘している。
94	年に1回、6月に臨地実習指導者連絡会議を実施している。看護学教育の現状、実習計画、実習の進め方、昨年度の課題を踏まえた実習指導のあり方検討を行う。実施施設の看護部の責任者に対して、臨床教授・准教授を任命している。
95	実習施設に対し、実習指導に関わる看護職員の希望者に「臨地教授」を授与している。1年ごとの更新がある。
96	主たる実習施設の看護部長を臨床教授、CNSの授業を担当する専門看護師・認定看護師を臨床講師に任命。
97	各科目内で実習施設の医師や看護師が外部講師・非常勤講師として、授業を行っている。
98	指導に関わる臨床の医療従事者に臨床教授等を付与している
99	主実習施設の看護部長—臨床教授、副看護部長—臨床准教授、看護師長—臨床講師、実習指導者—臨床助教として委嘱
100	主たる実習施設の看護部長を臨床教授として委嘱し、臨床実習指導の強化を行っている。
101	称号の付与。
102	臨床教授、臨床准教授、臨床講師の基準を設定し、年度ごとに大学が称号を付与している。
103	臨床教員規程を制定し、学外機関に所属し、看護学実習の教育等にあたる看護師等で特に優れた知識、技能及び教育能力を有する指導者に臨床教員の称号を付与している。
104	本学臨床教育の指導体制充実を図ることを目的として、協働する学外の優れた医療人に対する称号の付与に関して必要な事項を定めている。大学院の臨床教授会を2回/年実施し、うち一回は実習中の学生の単位認定を行うための評価を実施している。
105	主として実習施設の看護部門のトップの役職の方に臨床教授に就任していただいている。
106	系列の病院に勤務する看護師が、臨床教授から臨床助手までの職位を併任し、実習支援や学内での講義を担当している。
107	各分野長による推薦及び上申、学部内の選考基準に沿って書類審査を実施している。年度ごとに委嘱している。
108	主たる実習施設の4看護部長を臨床教授として任命している。
109	実習カリキュラムの適合性の評価 臨地実習の運営協力及び学生指導
110	規程はあるが運用できていない
111	臨床教育の指導体制等の充実を図ることを目的とし、本大学と連携協定を締結している医療機関等において、臨床実習等の指導に協力する優れた医療人に対し、臨床教授、臨床准教授、臨床講師の称号を付与している。

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
H. よろしければ制度の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—H

112	毎年度、基準を満たす実習施設に対し、推薦依頼を行い、付与を行っている。
113	臨床講師は、所属する実習協力機関において、学生に対する臨地実習指導等に必要な職務を行う。 本学看護学科の教育目的に賛同し、教育活動に積極的に協力できる者。そして、看護学教育に関するFD活動に参加できる者。
114	臨地実習に協力する学外の医療機関等の保健医療従事者に対し、臨地教授等の称号を付与し、臨地実習指導体制の充実を図る。
115	●●●●●病院看護部長を臨床教授として招き、看護倫理について講義を依頼している。
116	実習施設の指導者・長や実務者に対して称号を付与、実習のあり方について協議している。
117	臨床経験及び臨地実習指導経験が本学の教育上必要なもので通算10年以上の臨床経験を臨床教授に10年未満の適格者は臨床講師として委嘱できる。
118	客員教授として授業を担当してもらう
119	毎年、主要な病院の看護部長に臨床教授を依頼している
120	看護実践教育の指導体制の充実を図るため、臨地教育に協力する医療機関等の優れた者に対し称号を付与することができる。
121	本学の臨床教育の充実を図ることを目的に、本学の教育課程に定める臨地実習及び臨地実習等の指導に協力する医療機関等に所属し、本学の臨床教育に携わる医師等に対し、称号の付与を行っている。
122	一定の基準を満たす方に臨地教授、准教授、講師の称号を付与し、実習運営および指導の充実を図っている。
123	実習施設の指導者として臨地実習に貢献していただいている看護師を、職位、経験年数に応じて臨床教授、臨床准教授、臨床講師に任命している。
124	本学における臨床教育の指導体制および卒後臨床研修の充実を図るため、本学の臨床実習および卒後臨床研修に協力・連携する本学以外の医療機関等の優れた医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師への称号を授与することがある。
125	実習施設指導者について、担当領域教員が推薦し、学科の承認を得て称号を付与し、主に教育について協力を得ている。
126	本学附属の病院の看護部長から推薦された臨床教員候補者の推薦書、履歴書、業績書、能力及び人物等について看護学部教授会で審査を行い、学長が講師又は助教として任命する。
127	実習病院の幹部(医師・看護師)と非常勤講師を担うスタッフについて、臨床教授から講師として任命しているが、特別な機能は果たしていない。
128	本学で定めた基準に基づき、実習施設より推薦された実習指導者に対して、臨地教育教員の称号記を授与している。
129	教育経験のない教員志望者に適応しているが、まだ、導入には至っていない。
130	医師免許を取得した臨床教授として専門分野の授業をおこなっている。
131	学部および大学院における看護学実習の指導体制の充実を図るため、実習等協力機関の優れた臨床看護師・保健師・助産師等に、本学合同教授会の議を経て、学長が称号を付与する。給与及び謝金等の報酬は支給しない。
132	国際看護学部の臨地実習を含む教育に協力を得る学外の医療機関等の優れた看護職者に対し、臨地教育の指導体制の充実を図ることを目的に称号を付与する制度。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
 1. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。〔各いくつでも〇〕

その他※1

1	(小児)実習先看護師が多忙(老年)外部の実習施設を使用しているため、コロナ感染症対策が附属病院と異なり、別対応が必要となる(在宅)受入数が少なく、一同に多くの学生が実習するにあたり、実習先を増やす必要があった。教員の巡回先が増加し、学生の訪問時間と重なる場合もあり、指導時間の調整が難しい。
2	実習施設までの交通費
3	老年看護領域において、急性期医療を担う大学病院での実習では、重症急性期や検査・治療目的の入院患者が中心であり、療養型医療や看取りといった長期的・生活支援的な高齢者患者に触れる機会が限られている。
4	教員の数が足りない。実習補助教員を募集しても、ICU、OP室、侵襲度の高い手術を受ける患者のケアについて学生に指導できるレベルの補助教員がいない。
5	新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響が未だにあり、実習時間が制限されている。制限されているところにさらに、バスを乗り換えしなければ行けない実習施設において、バス運転手の人出不足から、バスの本数がとても減らされ、それに伴い実習時間がより短くせざるを得ない状況になっている。
6	感染蔓延時の対応
7	患者の受け持ち期間が短く看護の展開ができない。
8	(在宅)実習謝金が安すぎる、(地域・老年)教員・学生共に旅費負担が大きい、交通の便が良くない地域では学生の移動手段に困る
9	複数の施設で実習を行うため、施設による学生の実習環境にばらつきが生じている。
10	⑤成人 13実習環境に関する課題:学生の休憩場所の確保が難しい
11	個人情報保護との関連から、実習記録の管理、取り扱いが難しくなっている。
12	老年看護学実習:複数ある介護老人保健施設の実習施設のうち、毎クール、どこかの施設で集団感染が発生し、そのたびごとに配置学生を他の施設に分散して受け入れていただいている。施設スタッフの負担は大きい、臨地での実習が可能となっていることについては感謝している。今後も継続して、感染対策を視野にいたれた危機管理が必要である。
13	【成人】コロナ禍において、見学実習を含め、まったく実習を受け入れてもらえない時期があった 【精神】実習謝金以外の費用発生時の対応について学生の自己負担が発生した
14	教員一人当たりの担当学生数が多い。病棟に学生指導専任の担当者(臨床教員)がいない。教員の指導力不足
15	附属病院があるが教職員学生の入院等の治療的環境を整える観点から実習実施が難しい状況にある。経営の観点から附属病院での実習実施が大学として推奨されるが学外施設での実習とならざるを得ない事情について学内上層部からの理解が得られにくい現状がある。
16	(成人)在院日数の短縮化により、学生が複数の受持ち患者を担当する必要があり、学生の負荷が大きくなる。
17	・車利用が中心の地域のため、公共交通利用が難しく、車を所有していない学生の実習施設配置に苦慮する。・要配慮学生への実習実施と体制上の課題。
18	遠方での実習の場合の公共交通機関の利用等について
19	本学は統合カリキュラムであり、全員が保健所・市町での実習をする必要がある。学生の人数も多いため、県内市町のほとんどに協力いただくことで実習は成り立っている。遠方に向き宿泊する学生も多く、近年宿泊費や交通費が値上がりしている関係で学生の自己負担額も多くなっている。自己負担額を軽減するための、予算確保が必要と考える。 また、宿泊を伴う場合、実習先で記録物を印刷して提出できるようにするため、小型プリンターを貸し出している。印刷環境を整えるために、小型プリンター購入費用の確保が必要である。あるいは、デジタル化の流れを踏まえ、対象者の個人情報保護について十分に留意したうえで、一部の記録については電子媒体での共有について実習施設と検討するなどの措置も必要になると考えられる。
20	・実習非常勤講師の時間数、謝金額ともに必要に足りていません。 ・実習中は時間外に学生との緊急連絡が必要な場合もあり、現在はやむを得ず教員個人の電話番号を学生に周知している状況ですが、個人情報の管理を考えると適切な方法ではないように感じます。 ・実習施設への謝金に関する規程が、10日以内一律の金額となっていて、10日受け入れても、1日受け入れても、金額が変わらないということになっていて、実習施設に対して合理的な説明ができない(特に在宅領域の小規模事業所に対して)。
21	小規模の施設・事業所では実習生用の休憩室やロッカーが無く、貴重品の管理等に不安がある。
22	公共交通の減便等による移動の困難
23	成人:学生への対応が実習施設によって差がある。
24	実習時期・実習内容の検討が必要
25	実習施設が大学から遠隔地であり交通費・宿泊費が学生負担であり、高額となる。
26	小児:小児医療センターにおいて、実習をしているために重症患者が多く、疾患の理解、患者へのケアが困難である。
27	臨地・臨床実習においては、実習指導者が学生に対して指導的役割を十分に発揮し、直接的な学修支援を行う体制をより機能させることが課題である。また、メンタル不調の学生や発達特性のある学生が増加傾向にあり、実習指導や個別対応に難渋するケースが増えている。これに伴い教員の負担も大きく、指導の限界も生じており、安全管理の観点からも今後の実習指導体制の検討が課題である。在宅看護領域では、社会的状況の変化により単身世帯の増加と在宅療養の困難化、施設入所者の増加が見られる。さらに、訪問看護ステーション数の増加に伴い、1施設あたりの訪問看護の利用者数が減少している。また、学生の実習受入れを断る利用者も増えており、実習施設側では受け持ち対象者の不足や受入人数の制限が必要となっている。このような状況のなか、本学では新たな実習施設の確保が必要となっているが、他の看護系大学等においても同様の課題を抱えており、実習先施設の確保が喫緊の課題となっている。
28	コロナ感染による学生の臨地実習の中止への対応
29	どの領域も、実習病院の感染症対策により、受入れ病棟が変更になったり、受入れ条件にかかる学生(感冒症状、解熱後の経過等)への対応が必要となった。
30	実習先までの交通の便が悪く、病院近くのホテルに自費で滞在しなければならない学生もいる。
31	ワクチン接種を求められる
32	【在宅】実習施設が交通不便地になる場合が多いこと
33	母性看護学実習では、少子化により、受け持つ対象者が著しく減少している。
34	成人:実習講義の実習受入体験(実習指導者が常に日勤勤務ではなく、カンファレンス等の調整が難しい) 在宅:訪問看護ステーション事態の規模が大きく異なり、学生が経験できる内容に差がある。
35	実習施設として以前は確保できていた地域包括支援センターの確保が困難となり、受入人数・日数が減少している。
36	在宅看護学実習は1単位としており、その実習時間の中で、在宅看護として最低限求められる実習目的、実習目標を設定しているが、それを達成するのも難しい状況がある。
37	感染症の拡大により直前で実習受け入れが困難である
38	教員の質への課題
39	他校との競合
40	新型コロナウイルス感染症を踏まえた各種制限
41	大学歴の中で臨地実習を行うことが難しい

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
I. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。〔各いくつでも〇〕

その他※1

42	教員(非常勤、臨時教員含む)にかけられる費用確保の問題
43	他校との実習配置依頼の調整で難航する場合がある
44	②対象者数が特定の病院に偏っているため、他の実習施設へ多くの学生を派遣することが難しい。その結果、実習施設数が増え、会議や打ち合わせ準備が増加し、実習方法も様々で複雑化し、教員の負担が大きくなっている。また、教員が実習施設に滞在する必要があるので、実習施設が増えるほど必要な教員数も増える。さらに、実習施設が分散しているため、学生の通学や教員の移動にも時間がかかる。 ⑤学生が単独で電子カルテを閲覧できない実習施設がある。 ⑦選択した課題や自然災害のために、実習期間中の急な実習施設の変更を毎年余儀なくされており、1年を通した安定的な実習施設の確保が困難である。
45	入院日数短縮に伴い、2週間の実習の運営が中と半端になっている
46	(老年)他の学部業務との日程の重複・兼担である大学院の業務との日程の重複による調整困難、指導教員の関与の不足。同時期に行われている他の実習科目と比べて教員配置数の少なさ、学生の高齢者ケアに関する関心の強化の困難。
47	・教員不足もあり、ラウンド型実習指導体制の検討をしているが、要支援学生が増加傾向にあり、帯同型の実習指導との並行も必要であり、実習指導体制の課題がある。 ・DXの推進に合わせて、実習施設と教員との情報共有を目指し、さらにペーパーレスの実習記録を推進を検討しているが、WiFi等の使用環境の課題があり、なかなか進められない状況にある。特に地域に依頼している実習施設では、PCやipad等デバイスの持ち込みに対する抵抗感が強い。
48	学生の交通費・宿泊費の負担(地域) 病棟内での学生の居場所の確保(小児)
49	(小児)学生は安全管理のため、教員または指導者がいなければすべての実践ができない。2病棟にまたがって教員が入っている施設もあるため2名体制をとりたいが、教員不足のため配置できず、学生の実践の機会が著しく制限される。実習中に座って記録や調べ物をする場所がなく、特に夏は体調不良者が出やすい。 (在宅)コロナ禍以降、半日実習継続となっている施設があった。1日実習への変更を求めたが認められず、代替え施設もないことから半日実習継続となった。
50	実習施設が遠方である
51	老年:実習施設が本学附属病院ではないため、教員に何かあった時に移動に時間がかかり、調整が多大に必要になる。本学附属病院で実習ができればこのあたりも柔軟な対応が可能ではと思うが、他の領域が本学附属病院に入ってしまったため難しい。 在宅:実習先から自転車のレンタルを求められており、労力、費用がかかる。
52	1. 合理的配慮の学生を受け入れる場合、受け持たせていただく高齢者と学生の安全を考えるとその学生に1名の教員をつけたいが、教員数に余裕がない。 2. 老年看護学実習では、直接介助をする機会が多く安全性を考えると施設ごとではなく学生が学習している病棟やフロアごとに、教員の配置をしたいが、教員数に余裕がない。
53	実習謝金が他大学等に比べ低いこと
54	指導者が専任ではない業務もやっている
55	病棟で実習生受け入れ人数を定められているため、複数施設で調整して実習している。また、実習時期やタイミングで受持ち患者の不足が生じる場合がある。対策として、複数学生での受け持ちをしているが、患者の負担も大きくなるため課題となっている。
56	・高齢者施設は、COVID-19によって実習の受け入れが急きよ不可となることもあった。 ・実習内容について説明しても部署レベルで理解が異なり、実習目標に到達できるような実習にならないことがある。また、近年、夜間実習の際にも、教員一人は施設に滞在しなければならない状況になっている(部署管理者の課題)。
57	成人急性期:男子学生受入れの制限(病院から言われた訳では無いが婦人科は自主的に制限)
58	新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが5類へ移行した後も、実習先の病院では感染拡大防止のため従前(5類移行前)と同様な対応(接触者の抗原検査・PCR検査、陽性者は発症後11日目よりベッドサイドでの病棟実習を開始する)が継続されており、該当者がいた場合には学内での実習を余儀なくされている。また、臨床指導者(病院の実習指導者)が臨床実習における指導体制が機能不全に陥っている現状がある。
59	離島実習を実施しています。離島に行くにはそれなりにお金がかかりますが、大学からの助成は1泊3000円の宿泊費のみで、学生の負担が大きいのが課題です。
60	実習受け持ち対象が65歳以上となる場合が多い 実習先の組織が小さいため閉鎖があり、施設確保が安定しない
61	実習施設における感染症による実習受け入れ困難
62	改定版コアカリで論議されている参加型実習を実施するためには、実習施設に所属する臨地実習指導者による指導体制が不可欠です。しかし現状では、人員不足や業務量の増大により、専任の臨地実習指導者がおらず、教育的役割が後回しになっています。
63	教員の質や指導内容に関する課題
64	実習施設が遠方であること
65	新しい大学ができるたびに実習施設の調整に苦労している。
66	【⑤成人】14については時々あるが、指導者と相談して対応している。一人で行かせないようにしている。
67	スタッフの人数により、学生指導の時間が少ないことがある。
68	実習指導者が配置されない施設もあり、その分教員が張り付かなければならないが、教員の頭数も少なく、十分な指導体制は取れていない。 「ただ臨地には行っている」だけになることも少なくない。
69	大学のコピー機がない。レンジ、冷蔵庫がない。冬場は冷たいものを摂取し、夏は食べ物腐敗する可能性があるため不衛生。8時30分から実習開始に関わらず、バス到着が8時27分のため学生が間に合わない。バスの本数が減り、実習前の学生指導ができない。
70	・実習施設へのアクセスの問題(自宅が遠方の学生の負担が大きくなる場合がある) ・臨地指導者が病棟業務と学生指導を兼任している。 ・臨地実習指導者が日替わりの場合があり、継続した指導となりにくい。 ・学生が使用できる電子カルテ用のPCが限られている(少ない)。・記録するスペースや部屋がない。
71	実習施設が遠方であるときの学生の負担増
72	在院日数の短期化による影響がある。就職者がいないと実習を断られる不安がある。
73	分娩件数の激減のため受け持ちを学生2人ペアで行っているため実施が少なくなる
74	訪問先への自転車移動
75	【成人・急性期】看護技術実施水準表に基づき学生の単独実施項目が少なく、教員と病棟看護師(少ない人数で日々運営している)とで学生5名の援助へタイミング良く調整するのが難しい場合がある。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
I. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。[各いくつでも○]

その他※1

76	遠方の実習施設が多く、学生も教員も負担になる。
77	教員用の駐車場代が高い
78	・法人が病院経営を担っているため、基礎、母性、小児、精神、成人、老年など病院施設はある程度確保できるが、大学の定員に見合う施設規模ではなく、外部への実習を依頼するため、実習スケジュールの調整に毎年困難を要する。 ・在宅は小規模施設であるため、経営難により実習受け入れ不可になるなど、医療を取り巻く経済的悪化の影響がある。
79	基礎:遠方の実習先への通学方法 在宅:実習謝金の値上げを求められているが、財政的には厳しい状況がある。
80	指導者が兼務の場合、教員への負担増、施設間の協力体制、指導力の差
81	外国籍学生受入の制限、実習病院の感染症患者の増加(クラスター)により実習内容が制限される。
82	学生の移動手段(実習施設の近くに公共交通機関がないところがある)
83	SNSに関する課題
84	実習施設が遠方で拡散している。授業と実習が同時進行するため支障が出ることがある。感染症(ノロウイルスや新型コロナウイルス)により実習が制限される。
85	【成人】 成人看護学は6単位(3週間×2回)を担当しているが、2期の実習期間に連続性を持たず学生によって学習の積み重ねの時期が大きく開くなど不規則となっている。6単位の实習構成を再検討する必要がある。 ・本学では、成人看護学は1~2年生で学び、3年時の臨地実習まで半年あく。できれば3年の前期に成人看護学援助論Ⅱを位置づけ、実習への移行をスムーズにする必要がある(カリキュラム上の問題がある)。 【老年】 学生数の減少に伴い、教員人件費の抑制が求められている。また、地方の小規模大学では教員確保が難しく、教育の質の維持・向上が課題となっている。後発の大学の場合、実習先の確保にも困難が生じやすい。たとえば、教育目標として地域包括ケア病棟での実習を希望しても、多くの大学が同様の考えを持つため、日程の調整が極めて難しい。 さらに、病院以外での実習実施に対して理解が得られにくく、大学内での調整にも多くの時間と労力を要している。地域包括ケアの推進が求められるなかで、実習枠が病院中心に偏らざるを得ない現状は、教育内容と地域ニーズの乖離につながっている。 高齢者の居場所づくりや「ちよいてつ」の取り組みをはじめ、社会福祉協議会、民生児童委員協議会など多様な地域機関と協働しながら、シビックプライドの醸成と看護の視点・実践を一体的に学べる場の整備が必要であると考え。地域をフィールドとした実践的な学びは、学生にとって地域で暮らす人々を支える看護の本質を理解することにつながるだけでなく、地域社会における看護職への信頼形成にも寄与する。 大学単独では整備が困難な側面もあるため、看護協会・自治体・大学が連携し、病院に限らない多様な実習フィールドと受け入れ体制の構築を進めていくことが望まれる。
86	実習先より、実習を受け入れているが就職者が少ない、との意見がある。
87	地域・在宅看護学領域は包括ケアシステムにおける包括的視点で学べる施設が少なく、入退院支援、制度、専門職の役割、連携などの一連を通して実践学習不足が課題である。
88	出産数・地域人口の減少 対象者の不足
89	2024年に開学したため基礎実習しか該当しなかった
90	実習時期を冬季に設定せざるを得ないため、天候による実習への影響が生じる(基礎) 実習施設ごとに指導体制が異なるため、学生の到達度に差が生じる(母性) 実習施設までの公共交通機関が減少し、学生の移動に時間を要する。

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
 1. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。[各いくつでも○]

その他※2

1	全領域で行う看護学総合実習
2	⑤は成人の中でも、慢性看護の臨地実習について記載させていただきました。⑧は成人の急性看護(周手術期看護)における臨地実習の課題を記載させていただきました。
3	老年看護
4	高齢者施設での実習があるため、ノロウイルス、コロナ、インフルエンザ、疥癬などの感染症の際には実習場の変更が必要になる
5	精神
6	統合実習
7	クリティカルケア学
8	地域看護学
9	【母性】出産数が減少しており、褥婦と新生児を受け持つことができない場合がある。
10	国際看護学、看護の統合と実践
11	看護の統合と実践
12	地域看護学
13	地域ケア
14	地域
15	看護管理
16	看護管理学
17	地域看護学
18	総合看護学実習
19	地域看護学
20	実習時期と実習内容について検討が必要
21	地域看護学
22	公衆衛生
23	その他:看護の統合と実践(地域医療実習)
24	機能看護学(看護政策管理学領域・看護教育学領域)につきましては、機能看護学各論Ⅴ(実習)について「1」を選択しました。機能看護学(看護教育学領域)につきましては、「13」を選択しております。
25	統合実習
26	地域看護学領域、看護管理学領域
27	母性看護学領域
28	看護管理学実習
29	助産
30	統合実習、緩和ケア
31	看護管理学
32	公衆衛生看護学
33	地域看護学実習
34	地域
35	公衆衛生看護学
36	基礎・小児・母性・成人・在宅(地域)・公衆衛生で欠員が生じている。
37	地域
38	看護統合実習
39	統合看護学
40	統合看護学実習
41	総合実習
42	看護統合実習
43	統合看護実習(在宅)
44	地域看護学
45	統合実習
46	地域看護学領域
47	統合実習
48	看護管理学
49	公衆衛生看護
50	施設によって委託金額のバラつきがあること、また、今後、委託金額の値上がりが懸念されること
51	国際災害看護学領域
52	看護管理学領域
53	総合看護実習
54	統合実習
55	人々の暮らしを理解する実習(1年次)、人々の暮らしを支援する実習(4年次)
56	公衆衛生
57	成人急性期:男子学生受入れの制限
58	グローバルヘルス
59	基礎看護学実習Ⅱ、Ⅲ(領域横断実習)
60	地域体験実習
61	看護管理学実習
62	公衆衛生看護学領域
63	公衆衛生
64	統合・看護管理
65	対応としてを各領域で実習指導者講習会における実地指導案作りを始め、成果が出た。
66	地域看護学
67	公衆衛生看護学
68	公衆衛生看護学
69	看護実践発展領域(主として4年生科目を担当)
70	養護教諭1種の課程、公衆衛生看護学領域
71	地域看護学

Q26. 2024年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。  
 I. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題がありますか。〔各いくつでも○〕

その他※2

72	統合実習
73	総合実習
74	統合看護学領域
75	公衆衛生看護学
76	統合実習
77	公衆衛生・看護管理
78	統合看護
79	統合、公衆衛生
80	地域
81	看護管理 1 国際看護 3、9
82	統合実習
83	看護統合実習
84	公衆衛生看護学領域
85	公衆衛生
86	海外における実習費が為替による影響を受ける。(国際看護学領域)
87	公衆衛生看護学実習の実習施設不足

Q27. 2024年度における貴大学の保健師、助産師および養護教諭の教育課程についてお伺いします。  
C. 保健師課程に関わる実習で課題や問題はありますか。[いくつかでも○]

その他

1	実習施設が遠方な為、大学から施設までの往復に時間がかかり、学生にとっても負担であるが、教員にとっても指導時間よりも移動に係る時間の方が長くなってしまふ。
2	2026年度より大学院教育になる予定です。
3	「実習地が非常に遠隔かつ公共交通手段での移動が困難な場合が多く、移動が負担である(学生が片道1時間以上を車で移動するケースが複数ありました)」。
4	保健所実習は問題ないが、学校保健・産業保健に関する演習・実習施設の確保が難しい。特に学校保健は保健師資格を持つ養護教諭のいる施設を探すことが困難。
5	実習にかかる費用(交通費・宿泊費等)の実習生の負担
6	実習施設までの交通費に差がある
7	実習指導者の不在や業務多忙、人材確保困難等により実習受け入れが難しい施設が増えてきているため苦慮している。また、ほとんどの学生が保健師コースを選択するため、限られた教員・実習施設数のなかでの教育の質の担保や学生の学習意欲向上が課題となっている。保健師就職希望者が限られており、学生によって学習意欲が大きく異なるため、実習指導者と学生の思いに乖離が生じることがある。
8	本学は統合カリキュラムであり、全員が保健所・市町での実習をする必要がある。学生の人数も多いため、県内市町のほとんどに協力いただくことで実習は成り立っている。遠方に向き宿泊する学生も多く、近年宿泊費や交通費が値上がりしている関係で学生の自己負担額も多くなっている。自己負担額を軽減するための、予算確保が必要と考える。 また、宿泊を伴う場合、実習先で記録物を印刷して提出できるようにするため、小型プリンターを貸し出している。印刷環境を整えるために、小型プリンター購入費用の確保が必要である。あるいは、デジタル化の流れを踏まえ、対象者の個人情報保護について十分に留意したうえで、一部の記録については電子媒体での共有について実習施設と検討するなどの措置も必要になると考えられる。
9	県による実習人数の調整があり、実習施設の受け入れが制限されている状況にある。
10	公共交通の減便等による移動の困難
11	学生のモチベーションに関する課題(総合カリキュラムのため、保健師志望でない学生のモチベーションの維持や向上が難しい)、離島や遠方での実習は移動費・宿泊費など学生のお金の負担が大きい。
12	受持ち患者(対象者)
13	遠方での実習施設となる場合、宿泊費、交通費について学生に負担がかかる。
14	学部の中での保健師教育には限界がある。4年間では十分な保健師教育ができない。
15	実習地が遠いため、宿泊が必要な実習施設がある。
16	実習内容以前のマナー(服装や遅刻、ふるまい)や態度に関する指導を必要とする学生がいる
17	就職試験時期と実習時期が重なることがある。さらに、実習期間に祝日が2日以上入るグループがあり、別のグループと実習での学びの深さに影響する可能性を危惧している。 また、大学から遠方の実習施設が多い。そのため、学生も教員も実習施設に行くことそのものが大変である。時に学生は実習施設の近くに宿泊を要する。
18	県が実習施設確保(保健所及び市町村)調整を行っているが、保健師養成課程のある看護系大学が年々増えており、調整が困難となってきた。
19	実習先(遠方)への交通費・宿泊費の学生負担が大きい。
20	実習で地方に滞在する際、長期滞在する宿舍の確保の困難(大学と実習施設との距離があり、宿泊を必要とする。地方の宿舍の選択肢が少なくなっている。現在の学生の傾向に合わせた学習環境として、学習に取り組める宿泊部屋の確保と調整に苦慮している。また、宿泊先と実習施設までの交通機関が不便で、実習時間の調整を必要とすることもある。宿泊費用も高騰し、大学でも一部補助しているが自己負担が高くなっている)。
21	遠方施設への宿泊費用、宿泊施設の確保
22	実習までに必要な講義時間の不足、実習後の振り返り時間の確保困難
23	実習中の学生の態度が悪く、実習施設の受け入れ継続が困難となる場合がある
24	保健所・保健センターでの実習は、県内で調整するため確保できるが、毎年調整しなおすため、実習施設の変更が多く、実習計画や指導内容の検討が大変である。
25	産業保健や学校保健の実習施設を開拓する必要がある。
26	県の担当者とのコミュニケーションが難しい場合、その対応に時間と労力がかかる
27	市町村において、こども家庭センター設置の関係で、保健師の分散配置が進み、「保健センター」を拠点としていない市町村があるため調整が難しい。
28	実習先が遠方であり、宿泊を伴うこと
29	・4年次の総合実習が始まり、保健師コースの学生はスケジュール的に非常にタイトになっている。教員も6月から10月まで保健師コースの実習をしながら総合実習のため病棟実習の指導に出なければならない日があり、体力的に厳しい中で指導している。 ・就職試験時期と実習時期が重なることがある。
30	学年進行中で、令和8年度より公衆衛生看護学実習が開始すると課題が具体的に見えてくると予測する。

Q27. 2024年度における貴大学の保健師、助産師および養護教諭の教育課程についてお伺いします。  
 F. 助産師課程に関わる実習で課題や問題はありますか。【いくつでも〇】

その他

1	出生数の激減により、実習期間内に学生の分娩介助数10例到達が困難な場合が増え、補充実習の期間延長が必要だったが、カリキュラムの都合上、国家試験日以降の補充実習実施となった。だが、本来実習は国家試験前に終わっているべきであるが、施設が補充実習を許可する時期と本学が実習できる時期の調整が難しいものとなっている。
2	分娩件数が激減しているため、10例の分娩介助例数に到達できない
3	クリニックでの実習になるため、スタンドプリコーション等の違いが多い
4	出産数の減少およびハイリスク妊産婦や麻酔分娩の増加により、正常分娩の受け持ち介助件数10例を得ることが年々難しくなっている。臨床現場は多忙であり、特に夜間や土日の分娩において臨地実習指導者を確保することが難しい。
5	分娩件数(正常分娩)の減少、学生受け持ちの承諾数の減少、受け入れ施設の赤字経営(今年度特に赤字に対し学生受入に負担感があるといわれる)
6	実習にかかる費用(交通費・宿泊費等)の実習生の負担
7	①助産学課程に対する教育実習経費の予算立てが無いため経費の継続した確保が難しい。そのため学生は、助産学実習に高額な自己負担を負う必要がある。具体的には分娩介助実習に係る宿泊費や光熱費、交通費など一人当たり約10万円、加えて大学院科目の海外派遣実習が必修科目であることから渡航費および滞在費として一人当たり約10万円、合計20万円程度である。②大学院科目の助産師教育では指定規則対応科目(31単位以上)と大学院科目(30単位)を2年間で履修する必要があるため、学生は時間的制約やマルチタスクに伴う心身の負担が大きい。特に、助産学実習と研究活動の両立、助産師国家試験対策および就職活動など並行することが課題である。
8	分娩に対する意識の変化が加速している中で全国的にも無痛分娩が増加しているが、特に東京都においては全分娩数における無痛分娩の割合が多くなっており、本学の実習施設では無痛分娩が主流である。そのため学生の分娩介助においても、介助したすべての分娩が無痛分娩という学生も少なからずいる。助産所実習での分娩見学の機会もなく、自然分娩を見たことすらないまま卒業している現状である。正常分娩のプロフェッショナルであるはずの助産師が、正常分娩を学生のうちに経験することなく助産師になることを危惧しているが、現状では難しい課題である。学内での演習やペーパーパシエントを使って正常分娩のアセスメントの訓練を行うなどの工夫をしている。
9	・少子化での制約があり、リアルな分娩取り扱い10例は非常にハードルが高い設定である。 ・学内実習で分娩介助実習を行う場合、対応する教員の時間的・教育的介入の負担が多い。
10	物品使用料が別途徴収される。
11	専任教員が看護教育支援員のフォローも行いながら実習施設を複数(2~3施設)受け持っているが、施設から教員の常駐を求められる。特に夜間帯や休日等で「教員が同席するなら実習可能」という場合があり、専任教員の時間外労働につながっている。
12	妊娠・出産する女性の全体数が減少しているものの精神的・身体的ハイリスク妊産婦は増加しており、対象選定の際に苦慮することがある
13	夜間、土日祝日の実習指導体制
14	主たる実習施設から次年度の実習受け入れ中止の通告を10月に申し渡された。
15	一つの教育機関だけの問題ではなく、全国的な問題として様々な団体での意見にばらつきがある。その統一しない方向性に振り回されている教育機関が実に多いとみうけられる。助産師養成数を増加したいという考えの一方で、社会情勢や学生の質の変化などを鑑みると学生収容数や保助看法養成所学校指定規則の中身の見直しが必要である。教育課程も多様化しており、看護師に甲種、乙種のようにしている状況と近似している。
16	(助産)分娩介助件数の確保困難について、実習病院が取り扱う分娩のハイリスク化や妊産婦および家族からの実習お断りの増加、臨床指導体制による夜間休日の実習時間制限などの要因があった。2024年度は規定の介助件数を満たすため実習を延長したが、2025年度は困難な状況にある。
17	8に近い事項だが、この少子化・晩婚晩産化によるハイリスク妊産婦の増加などの現状の中、国家試験受験資格要件となっている分娩介助10例程度を確保するのは困難を極めている。
18	分娩件数確保に苦慮しています。
19	分娩件数減少により、国家試験受験資格(直接介助9例以上)の確保
20	実習施設の引っ越しに伴う一時的な実習停止 助産院における分娩数減少により施設数を増やし、継続ケース対応を他の実習受け入れ病院へ移行する 学部実習と大学院実習それぞれに教員配置を要する施設対応に付随する教員の不足
21	無痛分娩による分娩が増加し、自然分娩を経験せずに10例の分娩介助を終える場合も生じている。自然な分娩経過を経験する機会がなく、自然分娩を知らず支援の経験をもたずに助産師になる状況が生じている。
22	近年の出生数減少およびハイリスク分娩の増加傾向により、助産師養成課程の「指定規則」(学生1人につき正規産・経陰分娩・頭位単胎分娩を10回程度経験させる基準)を満たすことが困難になっている。 また、学生が受け持ち可能な条件(ローリスク)に合致する妊産婦やその家族から、実習への協力(学生の立ち会い)を拒否されるケースが増加しており、必要な臨床経験の確保が困難な状況である。
23	遠方施設への宿泊費用
24	①実習期間中の教員の職場環境の悪化: 出産数の減少に伴い、日中にお産がなく、夜間に実習することが増えた。そのため教員は、長時間での夜間待機や、お産になった場合は、昼・夜・翌日の昼と連続の長時間勤務または集中した勤務が増え、教員の安全と健康に影響を及ぼす状況が増加している。 ②臨床指導者の指導力および指導体制の課題: 「9」の課題にも関連するが、近年の出産数減少に伴い、分娩介助例数が少ない助産師が臨床指導者を行う施設が増えてきた。そのため、助産学生への技術などの指導を行うことが難しい場面も生じている。今後、このような指導体制が改善することは難しくなるのではないかと危惧している。
25	・少子化に伴い、実習期間中の十分な分娩件数の経験が困難となってきている。 ・施設によってはPCやプリンター等の使用制限も設けているところがある。
26	学生の質の低下(学習能力・コミュニケーション力)
27	・宿泊に要する実習(実習施設遠方・24時間実習の為)のため宿泊にかかる費用の学生負担額が高い。 ・宿泊に伴う学生生活環境に関する学生の精神的負担。
28	分娩件数の激減により、10例の介助は困難である
29	分娩件数の確保が困難 分娩介助のための実習時間の延長に伴う教員の勤務時間の延長

Q27. 2024年度における貴大学の保健師、助産師および養護教諭の教育課程についてお伺いします。  
I. 養護教諭1種の教育課程に関わる実習で課題や問題がありますか。[いくつでも○]

その他

1	教員採用試験の前倒しに伴い、看護学実習の時期と採用試験が重なること。
2	教職カリキュラムや養護実習が、教員採用試験の前倒しや3年生受験など、近年の変化に対応できない。
3	実習先への公共の交通機関が少ない
4	実習ノート等、電子システムの高額化
5	実習開講時期と他の必修科目との重複
6	看護学科なので、養護教諭第一志望ではないことが多い。そのため、実習先で志望するかどうかを学生が尋ねられる際に返答に窮するという学生からの意見がある。
7	実習までに必要な講義時間の不足、実習後の振り返り時間の確保困難
8	実習校までの通勤手段として、慣例的に自家用車が認められていない。また、定期健康診断を実習させたいが、時期的に終わっている。
9	合理的配慮が必要な学生の個別支援のための実習校との調整

Q30. 2024年度の看護系の学部・学科、大学院の学内研究費についてお伺いします。〔各数値回答〕

その他

1	教員研究基盤経費(学生分)
2	職責に応じた研究費の配分率を定めておらず、職責ごとの平均金額を算出することが困難であるため、2024年度の研究経費執行額を現員数で除した金額を「その他」として記載しています。
3	大学院教育経費として、30,000円×指導学生数により、各指導教員へ配分する。 職種毎に単価は設定していません。2024年度は、教員(助教以上)1人あたり200,000円としています。 上記に加え、次の項目が加算されます。
4	・科研費申請加算分: 科研費申請者1人あたり70,000円 ・大学院生の受入 博士課程前期(修士課程)学生1年次生1人当たり64,000円、1年次生以外67,000円 博士課程後期(博士課程)学生1年次生1人当たり143,000円、1年次生以外156,000円 ※留学生の場合は1人につき30,000円が加算 ・研究生の受入 1人につき1月あたり1,300円 ※留学生の場合は1人につき10,000円が加算 ・講座の構成員数が1人、若しくは2人の場合 1講座に対して80,000円が加算
5	●●高度専門医療研究センター臨床教員
6	「学内研究助成」等に申請することで研究活動を推進している。ただし、科研費等、外部資金が得られた教員は返納する条件を設けている。
7	別途加算あり
8	その他学長が必要と認める者
9	職位ではなく、講座によって学内研究費を配分しているため、記載不可です。
10	特任教員
11	特任教員
12	特別研究費Ⅰ(科研費等公的研究費への申請を要件とし加算、2件まで)1件につき5万円、特別研究費Ⅱ(地域研究所の事業への参加を要件とし加算、2件まで)1件につき5万円。(2025年度内に改正予定あり。)
13	副学長・教授
14	特任教員の研究費は職位にかかわらず10万円です
15	看護教育研修センター(認定看護師養成課程)の教員
16	実験系講座については、教授956,000円、准教授510,000円、講師385,000円、助教252,000円
17	旅費交通費(一人あたり年配当):教授127,000円、准教授110,000円、講師91,000円、助教81,000円 共同研究費:3,300,000円(学部内公募)
18	教育講師
19	大学院指導教員の研究費は、院生1人あたり30万円を個人研究費に加算します。
20	学部、大学院共に職位によらない
21	看護学研究科において、「特別研究D」「特別研究M」の主旨導教員には、大学院生1人あたり50,000円として、担当する大学院生数に乗じた金額を学内個人研究費に上乗せ加算している。
22	特任教授
23	研究計画書により選抜されたもののみが付与
24	教員の研究業績により、追加配分あり
25	特任教授 240,000円、大学院・特別研究指導教員150,000円
26	前年度に外部研究資金への申請があった教員(外部研究資金による研究を実施中の教員も含む)など要件を満たしている教員については、上記金額に職位ごとの所定金額を増額する。
27	大学院専任教員には、13万円の配給(指導教員) ・大学卒業研究:1グループ1件2万円 修士課程: ・高度実践看護、高度実践助産(助産師免許取得プログラム)、 高度実践公衆衛生看護各コース年間2万円/人、 ・高度実践助産(助産師プログラム)、看護科学コース:年間5万円/人 博士課程:年間10万円/人
28	
29	各自が申請して、承認を得ているため、一定の金額を明示できない。
30	特任教授
31	学科研究費
32	学内特別研究費制度(金額は1課題上限50万円)
33	助教に対する研究促進助成金を20万円/年として配布し、学内研究費と合算して使用することができる制度を設けている。
34	大学院指導教員の担当する院生数一人当たり300,000円を個人研究費へ加算。
35	大学院担当者は50,000円を増額
36	学会出席等助成費は全教員に対し、20万円
37	【研究旅費】 教授:175,580円 准教授:105,330円 講師:105,330円 助教:78,310円 助手/研究助手:0円
38	特任教授
39	特任教授
40	特任教授
41	学部特別研究助成金や海外での学会発表に伴う旅費の補助として若手研究者支援を行っている。
42	スポーツ・健康科学部特任助手
43	看護学部教員2名に対して、大学から若手共同研究費として25万円ずつ交付した。
44	助手を除き、職位を問わず一律20万円 但し勤務形態により変動あり

Q31. 2024年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。  
 C. 看護学実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容

1	早期体験実習Ⅱでは、本学旅費規程を準用し、交通費及び宿泊費を補助している。宿泊費については、1泊5,000円を上限とし、実習施設で宿泊施設を用意いただける場合はそちらを利用する。
2	後援会費から交通費及び宿泊費について一部補助がある。 (交通費)必修科目、産業保健実習に限り、公共交通機関の利用代金(主要駅ー実習施設最寄り駅間)を補助 (宿泊費)総額、150,000円を上限に一人当たり20,000円を超える宿泊費を支出額により傾斜配分(宿泊費に食事代が含まれる場合は朝食500円、夕食800円を除く)
3	遠隔地での実習の際の宿泊費の一部を補助している。
4	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
5	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
6	<b>【交通費】</b> <b>自家用車</b> 大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。 <b>公共交通機関</b> 大学から施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。 <b>【宿泊費】</b> 素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。
7	・交通費実費(自宅から大学までの通学区間相当除く)・保育園実習の際の検便費用全額
8	学外施設での臨地実習に係る学生への実習補助費として、医学部後援会から、実習生1人について5,000円(遠隔地での実習を行う学生については6,000円)を支給している。
9	交通費の補助
10	学生により負担が偏らないよう予算(70万円)の範囲内で交通費等を補助している。
11	抗原検査等補助
12	公共交通機関使用は往復750円超、自家用車使用は往復30km超の場合、後援会から助成金を支給
13	現住所または保護者住所から実習先までの往復交通費(1kmあたり25円)及び片道が50km以上の場合は宿泊費(1泊6,000円)を補助。
14	大学後援会から1人あたり36,000円を支給
15	(特定の)病院の駐車場料金
16	後援会からの補助あり。額は決まっていない。
17	実習施設に送迎するための借上げバス費用
18	後援会加入者のみが対象。学生から申請があった交通費・宿泊費の実費額を後援会予算の範囲内で補助。
19	遠隔地の施設にて実習を行った場合、支給基準に則り後援会組織から交通費又は宿泊費の助成を行う。
20	宿泊費:7,000円(上限) 自家用車使用:走行距離1km当たり20円(片道10km以内は対象外) 高速道路料金:実費(利用距離30km以内は対象外)
21	1人1日あたり5,000円、1週5日まで宿泊費を補助。
22	臨Ⅰ、Ⅱ:1,000~2,000円 臨Ⅲ:10,000円
23	距離、時間等により利用できる公共交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊費を大学で負担している。
24	移動費および宿泊を伴う場合の滞在費。移動費は公共交通機関の実費。滞在費は日額上限5000円(食費は含まない)。 実習における交通費・宿泊費等の一部補助は、予算の範囲内で行うものとする。 交通費の補助は、自家用車を使用した学生に限る。なお原則として、対象学生は保護者会納入者に限る。
25	1)対象実習 ケアリング文化実習Ⅰ~Ⅴ(全学年)、領域別実習(2、3、4年次)、離島実習(4年次)総合実習(4年次)であり、原則、同一市町村内の移動は含まない(但し、同一市町村内においても起点から実習施設まで片道5Km以上の移動の場合は申請可)。 2)計算方法 ①交通費:実習1回(1日1往復、片道5Km以上)につき、1km当たり15円(●●大学教職員の旅費規定に準ずる)の補助を行う。 なお、駐車場代は、この交通費補助に含まれる。 ※申請の際の居住地は、申請者の居住している市区町村役場の住所地とする。 ②宿泊費:実習1回(1日)につき1,000円の補助とする。但し、上限は全実習(4年間、但し編入生は2年間)で10,000円とする。宿泊費の補助を受けた場合は、交通費及び駐車場代の補助の支給は行わない。 実習施設と実家が同一地域(北部・中南部)である者の宿泊は原則として対象外とする(実家が中南部地域にあり、実習施設も中南部地域である者の宿泊は原則として対象外)。 また、北部地域の実習の場合はいずれも宿泊の対象外とする。 ③離島の実習:1往復の乗船料および車両運搬料を補助する。ただし、実習スケジュールの都合上離島実習中に本島内実習が計画された場合は、2回までとする。離島実習補助を受けた場合は、交通費、宿泊費、駐車場代の補助の支給は行わない。
26	遠方の実習施設へは、後援会がバスを借り上げて送迎を行った。
27	実習科目の多い3年次生を対象に、一律5,000円を大学後援会より補助している。
28	宿泊を伴う場合、1泊5,000円を補助
29	学外臨地実習の交通費補助 ※上限は毎年見直しを行う
30	実習期間の通学区間を除く全交通費(宿泊費含む)が2万円を超える場合、「(交通費-2万円)×0.8」を計算して算出された金額を補助する。
31	宿泊を伴う実習については宿泊費用を大学が負担
32	4000円以上の宿泊費に対して、2000円の補助

Q31. 2024年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。  
 C. 看護学実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容

33	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
34	実習施設へ支払う実習委託料全額 基準額超過分の交通費
35	交通費等が合計8,000円を超えている場合、超えた額を補助
36	母性のみ 宿泊費補助 1泊4,000円
37	教育後援会費補助:PCR検査・抗原検査535,480円
38	宿泊費半額補助(上限5,000円/泊)
39	交通費や宿泊費の補助。
40	学外の実習施設への交通費について、自宅から大学までの通学平均金額(1,500円/日)を上回る金額を補助 遠方実習の場合には、事前申請に基づいて宿泊費の実費(一泊上限5,500円)を補助
41	1人1泊5,000円を上限に宿泊費を補助している。
42	一部の交通費
43	一日あたりの交通費が1500円を超えた場合に、1500円を超えた額について補助。
44	後援会からの補助金として、各学科へ分配された金額を実習延べ日数で割り、実習1週当たりの金額を算出し、各学生が実習を実施した週数を掛けて分配額を決定している。
45	県外での実習の場合のみ、実習前日の宿泊費を全額負担(上限なし)。
46	(宿泊単価)より(自己負担額1泊1,000円)を減じた額に、(補助対象合計日数)を乗じて補助金額を算出(1泊あたりの上限は4,000円)
47	自宅から実習先へ始発でも間に合わない場合、1日当たり2500円の宿泊費補助あり
48	第1学年に実施する実習の交通費のみを全額支給の対象としている。
49	実習施設までの移動が2時間以上かかる場合、1泊3000円の宿泊費の補助があります。
50	保護者会費から交通費の補助あり
51	実習を行う学生全員が看護学校総合補償制度「Will」に加入しており、その加入掛金の半額を大学が負担している。
52	宿泊が必要な場合、1泊につき5000円を補助
53	実習用通学定期券の申請および交通費補助を行っている。1日あたりの交通費が往復1,000円を超える場合、1,000円を超える金額を補助対象とし、計算方法は「交通費総額-実習日数×1,000円」。切符の購入より通学定期券の方が安い場合は、交通費の総額は通学定期券の金額を適用している。
54	大学から20km以上かつ住居から30km以上の場合は、交通費または宿泊費を補助。
55	学校から実習地までの送迎(費用は学校負担)
56	宿泊費(施設が遠方で宿泊せざるを得ない場合には全額を補助する。ただし大学が指定する宿泊先に限る。)
57	1実習当たり自己負担が3,000円を超えた金額をすべて補助。
58	宿泊費
59	タクシー代
60	交通費:自宅から実習先(通学定期区間外)の交通費について、1日あたり往復1,120円を超える分を大学が補填する。 宿泊費:自宅最寄駅から実習先までの通学時間が1時間30分を超える場合、かつ、●●駅から実習先まで25分以上かかる場合の宿泊費について、1泊あたり2,000円を超える分を大学が補填する。
61	交通費
62	宿泊費の半額(1日上限5,000円)
63	交通費(実費)
64	交通費・宿泊について補助があり、宿泊費は自宅から実習先まで片道90分以上を要することが補助の条件となっている。1泊の補助上限は2,000円である。交通費の補助は実習先施設と大学間の距離等を勘案して補助する。
65	実習施設までの交通費
66	宿泊条件:①始発列車に乗りしても集合時間に間に合わない場合。②通学時間が片道1時間30分以上必要な場合。①・②いずれかに該当する学生は宿泊を認める。
67	宿泊が必要な学生は、1泊1千円を徴収し、残額は大学が負担している。
68	遠方の実習施設への交通費、腸内細菌検査費、抗原検査費の全額補助
69	実習費への交通費や通学時間が規定を超える場合には、交通費の補助や宿泊費の補助の支援をしている
70	市外の実習の交通費及び宿泊費を大学が負担
71	宿泊ホテル代 一泊につき補助2000円
72	交通費(上限なし)、宿泊費(上限6,000円)
73	タクシー代金(一部の実習場所のみ)
74	①近地実習交通費の月額2万円超過分の補助、②近地実習宿泊費(指定施設は全額、指定外6000円上限)③宿泊施設との生活・学修用品運搬全額④実習参加要件抗体価等検査費用全額補助、⑤遠地実習宿泊施設との往復交通費全額補助
75	自宅から実習施設までの通学時間が片道2時間を超える場合や始発に乗りしても集合時間に間に合わない場合は、宿泊施設の手配及び自宅から宿泊施設までの1往復分の交通費補助を行っている。また、実習施設から検査を一律求められた場合は、原則として検査費を大学が負担している。
76	交通費について、800円を超える実費を補助
77	基礎看護学実習(一年次)に限り、附属病院を除く実習施設への移動に係るタクシー代を負担した。
78	遠方での実習における交通費・宿泊費の一部補助
79	通学経路上の駅を起点として片道30kmを超える場所での実習の場合、交通費および宿泊費を支給する。支給額は往復料金の65%、宿泊費は一泊5,000円とする。
80	特定の施設にC型肝炎の抗体の有無を求められたため、その施設に行く学生に対し、検査費を上限3,000円とし補助を行った。
81	通学に1時間以上かかる場合は、宿泊を推奨する。宿泊費の補助は、一人一日当たり上限5000円。
82	交通費、宿泊費、1日1000円を超える分を補助している
83	宿泊を伴う遠隔地での実習では宿泊費の半額を補助
84	大学の支払い基準に基づいた交通費・宿泊費の補助、宿舎を借りる場合は家賃、光熱費を大学が全額負担
85	遠方の実習先に配置された学生に対して、新幹線の特別料金片道(往路)分を補助。

Q31. 2024年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。  
 F. 在宅看護実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
1	遠隔地での実習の際の宿泊費の一部を補助している。
2	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
3	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
4	<p><b>【交通費】</b>            自家用車            大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。</p> <p>公共交通機関            大学から施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。</p> <p><b>【宿泊費】</b>素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。</p>
5	・交通費実費(自宅から大学までの通学区間相当除く)
6	交通費の一部
7	学外施設での臨地実習に係る学生への実習補助費として、医学部後援会から、実習生1人について5,000円(遠隔地での実習を行う学生については6,000円)を支給している。
8	交通費の補助
9	学生により負担が偏らないよう予算(70万円)の範囲内で交通費等を補助している。
10	公共交通機関使用は往復750円超、自家用車使用は往復30km超の場合、後援会から助成金を支給
11	現住所または保護者住所から実習先までの往復交通費(1kmあたり25円)及び片道が50km以上の場合は宿泊費(1泊6,000円)を補助。
12	後援会加入者のみが対象。学生から申請があった交通費・宿泊費の実費額を後援会予算の範囲内で補助。
13	遠隔地の施設にて実習を行った場合、支給基準に則り後援会組織から交通費又は宿泊費の助成を行う。
14	宿泊費:7,000円(上限) 自家用車使用:走行距離1km当たり20円(片道10km以内は対象外) 高速道路料金:実費(利用距離30km以内は対象外)
15	交通費のうち高速道路利用料の一部を後援会から助成している。
16	1人1日あたり5,000円、1週5日まで宿泊費を補助。
17	距離、時間等により利用できる公共交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊費を大学で負担している。
18	移動費のうち公共交通機関の実費。
19	<p>実習における交通費・宿泊費等の一部補助は、予算の範囲内で行うものとする。            交通費の補助は、自家用車を使用した学生に限る。なお原則として、対象学生は保護者会納入者に限る。</p> <p>1)対象実習            ケアリング文化実習Ⅰ～Ⅴ(全学年)、領域別実習(2、3、4年次)、離島実習(4年次)総合実習(4年次)であり、原則、同一市町村内の移動は含まない(但し、同一市町村内においても起点から実習施設まで片道5Km以上の移動の場合は申請可)。</p> <p>2)計算方法            ①交通費:実習1回(1日1往復、片道5Km以上)につき、1km当たり15円(●●大学教職員の旅費規定に準ずる)の補助を行う。            なお、駐車場代は、この交通費補助に含まれる。            ※申請の際の居住地は、申請者の居住している市区町村役場の住所地とする。            ②宿泊費:実習1回(1日)につき1,000円の補助とする。但し、上限は全実習(4年間、但し編入生は2年間)で10,000円とする。宿泊費の補助を受けた場合は、交通費及び駐車場代の補助の支給は行わない。            実習施設と実家が同一地域(北部・中南部)である者の宿泊は原則として対象外とする(実家が中南部地域にあり、実習施設も中南部地域である者の宿泊は原則として対象外)。            また、北部地域の実習の場合はいずれも宿泊の対象外とする。            ③離島の実習:1往復の乗船料および車両運搬料を補助する。ただし、実習スケジュールの都合上離島実習中に本島内実習が計画された場合は、2回までとする。離島実習補助を受けた場合は、交通費、宿泊費、駐車場代の補助の支給は行わない。</p>
20	宿泊を伴う場合、1泊5,000円を補助
21	実習期間の通学区間を除く全交通費(宿泊費含む)が2万円を超える場合、「(交通費-2万円)×0.8」を計算して算出された金額を補助する。
22	4000円以上の宿泊費に対して、2000円の補助
23	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
24	実習施設へ支払う実習委託料全額 基準額超過分の交通費
25	交通費等が合計8,000円を超えている場合、超えた額を補助
26	教育後援会費補助:2024年度の実績はなし
27	学外の実習施設への交通費について、自宅から大学までの通学平均金額(1,500円/日)を上回る金額を補助 遠方実習の場合には、事前申請に基づいて宿泊費の実費(一泊上限5,500円)を補助
28	1人1泊5,000円を上限に宿泊費を補助している。
29	一日あたりの交通費が一定金額を超えた場合に、超えた額について補助。
30	交通費:市内均一区間の1往復分を超える額 宿泊費:1泊4,500円までの額
31	(宿泊単価)より(自己負担額1泊1,000円)を減じた額に、(補助対象合計日数)を乗じて補助金額を算出(1泊あたりの上限は4,000円)
32	実習施設から訪問宅へ、そして訪問宅から実習施設へ公共交通機関を利用した場合
33	実習施設までの移動が2時間以上かかる場合、1泊3000円の宿泊費の補助があります。
34	保護者会費から交通費の補助あり

Q31. 2024年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。  
 F. 在宅看護実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
35	宿泊が必要な場合、1泊につき5000円を補助
36	実習用通学定期券の申請および交通費補助を行っている。1日あたりの交通費が往復1,000円を超える場合、1,000円を超える金額を補助対象とし、計算方法は「交通費総額-実習日数×1,000円」。切符の購入より通学定期券の方が安い場合は、交通費の総額は通学定期券の金額を適用している。
37	大学から20km以上かつ住居から30km以上の場合は、交通費または宿泊費を補助。
38	学校から実習地までの送迎(費用は学校負担)
39	公共交通手段がない施設への移動にタクシーを利用せざるを得なかった場合、上限(5,000円)を超えた額を補助。
40	1実習当たり自己負担が3,000円を超えた金額をすべて補助。
41	交通費: 自宅から実習先(通学定期区間外)の交通費について、1日あたり往復1,120円を超える分を大学が補填する。 宿泊費: 自宅最寄駅から実習先までの通学時間が1時間30分を超える場合、かつ、●●駅から実習先まで25分以上かかる場合の宿泊費について、1泊あたり2,000円を超える分を大学が補填する。
42	交通費
43	宿泊費の半額(1日上限5,000円)
44	交通費(実費)
45	交通費・宿泊について補助があり、宿泊費は自宅から実習先まで片道90分以上を要することが補助の条件となっている。1泊の補助上限は2,000円である。交通費の補助は実習先施設と大学間の距離等を勘案して補助する。
46	実習施設までの交通費
47	市外の実習の交通費及び宿泊費を大学が負担
48	交通費(上限なし)、宿泊費(上限6,000円)
49	タクシー代金(一部の実習場所のみ)
50	自宅から実習施設までの通学時間が片道2時間を超える場合や始発に乗りしても集合時間に間に合わない場合は、宿泊施設の手配及び自宅から宿泊施設までの1往復分の交通費補助を行っている。また、実習施設から検査を一律求められた場合は、原則として検査費を大学が負担している。
51	交通費について、800円を超える実費を補助
52	交通費: 自宅から実習施設への公共交通機関使用にかかる往復1,500円以上の額で、上限1,500円まで補助。
53	遠方への実習における交通費・宿泊費の一部補助
54	通学経路上の駅を起点として片道30kmを超える場所での実習の場合、交通費および宿泊費を支給する。支給額は往復料金の65%、宿泊費は一泊5,000円とする。
55	通学に1時間以上かかる場合は、宿泊を推奨する。宿泊費の補助は、一人一日当たり上限5000円。
56	交通費、宿泊費、1日1000円を超える分を補助している

Q32. 2024年度の保健師養成のための実習経費等についてお伺いします。  
 C. 保健師養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容

1	学外実習(市外)において、交通費は一部実費、宿泊を伴うものについては宿泊費を実費(1泊上限5,000円)支給している。
2	後援会費から交通費及び宿泊費について一部補助がある。
3	遠隔地での実習の際の宿泊費の一部を補助している。
4	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
5	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
6	<p><b>【交通費】</b>                      自家用車                      大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。</p> <p>公共交通機関                      大学から施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。</p>
7	<p><b>【宿泊費】</b>素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。                      ・交通費実費(自宅から大学までの通学区間相当除く) ・宿泊費全額                      ・小、中学校における実習時の給食費全額</p>
8	遠方への実習に係る交通費、日当(1,100円)、宿泊費(8,000円/1泊)
9	交通費の補助
10	学生により負担が偏らないよう予算(70万円)の範囲内で交通費等を補助している。
11	公共交通機関使用は往復750円超、自家用車使用は往復30km超の場合、後援会から助成金を支給
12	宿泊費補助(上限1泊2,000円)
13	宿泊費用
14	遠隔地の施設にて実習を行った場合、支給基準に則り後援会組織から交通費又は宿泊費の助成を行う。
15	宿泊費:7,000円(上限) 自家用車使用:走行距離1km当たり20円(片道10km以内は対象外) 高速道路料金:実費(利用距離30km以内は対象外)
16	遠方の実習の場合の宿泊費実費補助
17	距離、時間等により利用できる公共交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊費を大学で負担している。
18	移動費および滞在費。移動費は公共交通機関の実費。滞在費は日額上限5000円(食費含まない)。 実習における交通費・宿泊費等の一部補助は、予算の範囲内で行うものとする。 交通費の補助は、自家用車を使用した学生に限る。なお原則として、対象学生は保護者会納入者に限る。
19	<p>1)対象実習                      ケアリング文化実習Ⅰ～Ⅴ(全学年)、領域別実習(2、3、4年次)、離島実習(4年次)総合実習(4年次)であり、原則、同一市町村内の移動は含まない(但し、同一市町村内においても起点から実習施設まで片道5km以上の移動の場合は申請可)。</p> <p>2)計算方法                      ①交通費:実習1回(1日1往復、片道5km以上)につき、1km当たり15円(●●大学教職員の旅費規定に準ずる)の補助を行う。                      なお、駐車場代は、この交通費補助に含まれる。                      ※申請の際の居住地は、申請者の居住している市区町村役場の住所地とする。                      ②宿泊費:実習1回(1日)につき1,000円の補助とする。但し、上限は全実習(4年間、但し編入生は2年間)で10,000円とする。宿泊費の補助を受けた場合は、交通費及び駐車場代の補助の支給は行わない。                      実習施設と実家が同一地域(北部・中南部)である者の宿泊は原則として対象外とする(実家が中南部地域にあり、実習施設も中南部地域である者の宿泊は原則として対象外)。                      また、北部地域の実習の場合はいずれも宿泊の対象外とする。                      ③離島の実習:1往復の乗船料および車両運搬料を補助する。ただし、実習スケジュールの都合上離島実習中に本島内実習が計画された場合は、2回までとする。離島実習補助を受けた場合は、交通費、宿泊費、駐車場代の補助の支給は行わない。</p>
20	1泊1,500円を上限とし、宿泊費の補助を行った。
21	宿泊を伴う場合、1泊5,000円を補助
22	学外臨地実習の交通費補助 ※上限は毎年見直しを行う
23	上限5,500円×12泊分の宿泊費を実習施設が遠方にあり、かつ実家や親戚宅等宿泊先が確保できない学生にのみ補助
24	宿泊補助額として1人1泊当たり3000円を限度として支給している。
25	実習期間の通学区間を除く全交通費(宿泊費含む)が1万円を超える場合、「(交通費-1万円)×0.8」を計算して算出された金額を補助する。
26	遠隔地実習における交通費、宿泊費補助(上限は定めず実費を大学負担)
27	4000円以上の宿泊費に対して、2000円の補助
28	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
29	実習施設へ支払う実習委託料全額
30	学生が支出した交通費等を合計し、一人当たりの平均支出額の1/3程度を補助。宿泊費は1泊あたり上限6,000円を目途に、大学から実習施設までの公共交通機関を利用した場合の所要時間が片道2時間以上かかり、かつ宿泊を希望した場合や、諸事情で科目責任者が認めた場合、大学予算より支出する。
31	宿泊費補助 1泊4,000円
32	教育後援会費補助:2024年度の実績はなし
33	●●県外での実習に対し、交通費、宿泊費(実費)を補助
34	宿泊費半額補助(上限5,000円/泊)
35	・実習に伴い、県内遠方の施設で宿泊した学生の宿泊施設利用費を補助 ・往復2000円を超える交通費につて、2000円を差し引いた額を補助

Q32. 2024年度の保健師養成のための実習経費等についてお伺いします。  
 C. 保健師養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
36	交通費、宿泊費(上限5,000円)、資料印刷費(2,000円分クオカード配布)
37	宿泊費(片道2時間以上の場合)
38	宿泊費の補助。
39	学外の実習施設への交通費について、自宅から大学までの通学平均金額(1,500円/日)を上回る金額を補助 遠方実習の場合には、事前申請に基づいて宿泊費の実費(一泊上限5,500円)を補助
40	1人1泊6,000円を上限に宿泊費を補助している。また、実習先での現地移動について、公共交通機関での移動が難しい場合、タクシー代を補助している。
41	一日あたりの交通費が一定金額を超えた場合に、超えた額について補助。
42	実習時間内における実習施設間移動に係る交通費
43	交通費:市内均一区間の1往復分を超える額 宿泊費:1泊4,000円までの額
44	(宿泊単価)より(自己負担額1泊1,000円)を減じた額に、(補助対象合計日数)を乗じて補助金額を算出(1泊あたりの上限は4,000円)
45	実習施設から他の実習地に移動する際の交通費
46	自宅から実習先へ始発でも間に合わない場合、1日当たり2500円の宿泊費補助あり
47	実習施設までの移動が2時間以上かかる場合、1泊3000円の宿泊費の補助があります。
48	実習先が遠方の場合は、バス等の手配・負担については大学が行っている
49	宿泊費(上限5,500円/1泊)と交通費について、実費を補助している。
50	遠方の施設で実習を行う学生には、宿泊補助(1泊あたり7,000円)がある。
51	実習用通学定期券の申請および交通費補助を行っている。1日あたりの交通費が往復1,000円を超える場合、1,000円を超える金額を補助対象とし、計算方法は「交通費総額-実習日数×1,000円」。切符の購入より通学定期券の方が安い場合は、交通費の総額は通学定期券の金額を適用している。
52	大学から20km以上かつ住居から30km以上の場合は、交通費または宿泊費を補助。
53	実習施設までの移動用レンタカー借り上げ代金
54	宿泊費
55	保健師課程の●●市実習における一部の交通費と宿泊費の補助
56	交通費:自宅から実習先(通学定期区間外)の交通費について、1日あたり往復1,120円を超える分を大学が補填する。なお、●●方面での実習は、片道1,120円(往復2,240円)を超える交通費を補填します。 宿泊費:自宅最寄駅から実習先までの通学時間が1時間30分を超える場合、かつ、●●駅から実習先まで25分以上かかる場合の宿泊費について、1泊あたり2,000円を超える分を大学が補填する。
57	対象学生に保健師養成実習費として10万円納入してもらい、交通費や宿泊費等は「実習旅費補助」として支出しています。なお、現在時点まで実習費を超えての補助はございません。
58	宿泊費の半額(1日上限5,000円)
59	履修費の中から還元し、交通費、宿泊費が支給される。
60	公共交通機関がなく遠方の地域の宿泊費
61	遠方の実習施設への交通費全額補助
62	実習費への交通費や通学時間が規定を超える場合には、交通費の補助や宿泊費の補助の支援をしている
63	市外の実習の交通費及び宿泊費を大学が負担
64	交通費(上限なし)、宿泊費(上限6,000円)
65	タクシー代金(一部の実習場所のみ)
66	自宅から実習施設までの通学時間が片道2時間を超える場合や始発に乘車しても集合時間に間に合わない場合は、宿泊施設の手配及び自宅から宿泊施設までの1往復分の交通費補助を行っている。また、実習施設から検査を一律求められた場合は、原則として検査費を大学が負担している。
67	通学定期券使用と保護者送迎以外の交通費ならびに学生の居住地から片道1時間30分以上の移動時間を要する施設の実習は、宿泊費(シングル・素泊まり料金)を大学で負担した。
68	交通費:自宅から実習施設への公共交通機関使用にかかる往復1,500円以上の額で、上限1,500円まで補助。
69	保健所等の実習で遠隔地になる場合の宿泊補助(1人1日3,000円)
70	遠方への実習における交通費・宿泊費の一部補助
71	通学経路上の駅を起点として片道30kmを超える場所での実習の場合、交通費および宿泊費を支給する。支給額は往復料金の65%、宿泊費は1泊5,000円とする。
72	遠方実習(地域生活援助論実習Ⅰ)の際の宿泊費のみ全額保護者会より補助しています。
73	遠方の実習施設で宿泊を伴う場合は一定額を補助
74	交通費、宿泊費、1日1000円を超える分を補助している

Q33. 2024年度の助産師養成のための実習経費等についてお伺いします。  
 C. 助産師養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
1	学外実習(市外)において、交通費は一部実費、宿泊を伴うものについては宿泊費を実費(1泊上限5,000円)支給している。
2	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
3	交通費
4	遠方の実習施設への交通費
5	交通費の補助
6	宿泊費補助(上限1泊2,000円)
7	●●の補助事業要綱に基づく北部で実習する1人につき1年度において30日以内の旅費・宿泊費。
8	宿泊費用
9	遠隔地の施設にて実習を行った場合、支給基準に則り後援会組織から交通費又は宿泊費の助成を行う。
10	距離、時間等により利用できる公共交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊費を大学で負担している。
11	実習期間中の宿舍等借り上げについては、大学予算より支出(ただし、光熱水費は学生負担)
12	1泊1,500円を上限とし、宿泊費の補助を行った。
13	実習期間の通学区間を除く全交通費(宿泊費含む)が1万円を超える場合、「(交通費-1万円)×0.8」を計算して算出された金額を補助する。※上限8万円
14	実習期間の宿泊費総額の半額(ただし交通費は含まない)
15	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
16	実習委託料の一部(3週間分を上限)
17	助産院の宿泊費3000円/日、施設使用料(6日以上)3000円/1学生
18	・実習に伴い宿泊した学生の宿泊施設利用費を補助
19	助産学実習の補助(宿泊費・交通費)
20	宿泊(片道2時間以上、夜間待機時)、交通費(新幹線、航空機利用時)
21	宿泊費について全額補助を行っている。
22	一日あたりの交通費が一定金額を超えた場合に、超えた額について補助。
23	自宅から実習先へ始発でも間に合わない場合、1日当たり2500円の宿泊費補助あり
24	支給対象範囲と補助額は、助産所及び実習施設付近の宿泊費、レンタル家電・備品リース料、荷物運搬費を合算した金額の半額(上限500,000円)としている。
25	宿泊が必要な場合は、賃貸の準備は大学が手配を行っている
26	実習用通学定期券の申請および交通費補助を行っている。1日あたりの交通費が往復1,000円を超える場合、1,000円を超える金額を補助対象とし、計算方法は「交通費総額-実習日数×1,000円」。切符の購入より通学定期券の方が安い場合は、交通費の総額は通学定期券の金額を適用している。継続妊婦の分娩介助のための病院往復が夜間になり、公共交通機関の使用が困難な場合は、指導教員の指示を受けてタクシーを使用することができる。その際の費用は全額大学が補助する。実習待機で帰宅が困難と認められる場合、事前に指導教員の許可を得ることにより、宿泊施設への宿泊を認めることがある。こちらの費用も全額大学が補助する。
27	宿泊費(施設が遠方で宿泊せざるを得ない場合には全額を補助する。ただし大学が指定する宿泊先に限る。)
28	宿泊費等を大学が一部補助
29	対象学生に助産師養成実習費として30万円納入してもらい、交通費や宿泊費は「実習旅費補助」として支出しています。なお、現時点まで実習費を超えての補助はございません。
30	交通費・宿泊代
31	実習に行く交通費として年間上限20,000円を越えた分の実費
32	遠方の実習施設で実習の場合、交通費、宿泊費等について支給している。
33	助産院の宿泊費3000円/日、施設使用料(6日以上)3000円/1学生
34	①近地実習交通費の月額2万円超過分の補助、②近地実習宿泊費(指定施設は全額、指定外6000円上限)③宿泊施設との生活・学修備品運搬全額④実習参加要件抗体価等検査費用全額補助、⑤遠地実習宿泊施設との往復交通費全額補助
35	交通費について、800円を超える実費を補助
36	交通費については、県外実習施設への移動にかかる公共交通機関料金、夜間帯の分娩介助にかかるタクシー料金等、宿泊費については、県外実習施設に限り宿泊費(シングル・素泊まり料金)を大学で負担した。

Q34. 2024年度の養護教諭1種養成のための実習経費等についてお伺いします。  
 C. 養護教諭1種養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
1	<p><b>【交通費】</b>  <b>自家用車</b>            大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。</p> <p><b>公共交通機関</b>            大学から施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。</p> <p><b>【宿泊費】</b>素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。</p>
2	<p>実習期間の通常通学区間を除く全交通費(宿泊費含む)が1万円を超える場合、「(交通費-1万円)×0.8」を計算して算出された金額を補助する。</p>

Q36. 本調査に関するご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

1	養護教諭一種課程の定員は定めていないため、4年生の履修者数を記載した。
2	少子高齢化、学生の進学率上昇に伴う全入時代による学生の質低下、合理的配慮の推進等の時代変化(要配慮学生の増加)に合わせ、教育に人員(教員)が必要になっている現状が考慮された保健師助産師看護師養成施設等規則の改訂を希望します。
3	大学の海外との協定校ですが、本調査表には看護学専攻が中心となって、または単独で協定を結んだ学校数が記載されています。大学全体としては、令和7(2025)年5月1日現在の締結状況は、以下のとおりです。 ○大学間協定 56ヶ国・地域 391機関 434協定 ○部局間協定 56ヶ国・地域 397機関 446協定(医学部・医系科学研究科以外も含む)があります。 教員数について、前回まで保健学科全体の人数を回答しておりましたが、今回は質疑応答集の指示に従い、看護学専攻のみの人数を回答しております。
4	個人情報もしくは未把握情報については回答ありません。
5	在宅看護学・保健師・助産師実習の補助は、育成会(父母会)が財源です。
6	16.大学、大学院の教育運営経費等について Q28. A「その他」は 保険費用5,370円と後援会費58,000円の合計金額となります。
7	この調査は1年半ほど遡って回答する必要があり、各担当への問い合わせや記憶をたどる作業に時間を要するため効率が悪い。当該年度の終わりごろの依頼で4月5月頃に作業を進めていけると良い。
8	Q14. 修士課程・博士課程前期及び博士後期課程の入学定員について ⇒ 募集人員は保健福祉学研究所全体で博士前期課程25名、博士後期課程5名としており看護領域の入学定員は定めていない。 Q28.B 初年度学生納付金について ⇒ 入学料 県内在住者282,000円、県外在住者564,000円 入学料、授業料は学部・大学院とも同額である。
9	Q28A並びにQ28Bの入学金については県外の者の金額を記載しており、●●県内の者の場合は226,000円となります。
10	○追加情報 Q28中、AとBの入学金について、県内在住の場合は、141,000円となっています。
11	実習補助の教員は特任教員として常勤雇用しておりますので、時間給の設定はありません。
12	33-B実習委託料の他に分娩指導料5,500円
13	【追加情報】 ・学部入学試験の志望時に性別を確認していないため全員「女」にて回答。 ・入学金:県内の者は282,000円
14	【補足1】助産師課程は2023年入学生から開設し、2024年度は助産師課程の授業・実習は開始していません。【補足2】保健師実習の市町村では、各市町村が地域包括支援センターを直営しているため、地域包括支援センターでの実習は行っていますが、実習施設として新たに教えておりません。
15	コロナ禍は収束しましたが、人口減少により領域によっては、実習受け持ちが難しくなっています。今後、さらに実習方法の検討が必要と思います。
16	本学は2024年度に看護学科が開設された状況であり、回答できない部分も多くなりました。どうぞよろしくお願い致します。
17	設問15のQ27-H :養護教諭一種免許の教職課程は定員に定めがないため、2年次生の履修者数を記載しました。
18	Q27-HIについては、養護教諭一種課程の定員は定められていないため、上限として、看護学科の1学年の定員数を記載しました。
19	【補足】本大学院(助産師)について ・養成課程はあるが、募集は停止しています。 ・実習経費の実績は、2年次生のみ記載になっています。
20	Q31.C及びQ32.Cの補助の資金源は後援会。
21	Q28-B:大学院に進学する学内出身者等に対して、入学金を免除しています。
22	Q27-G養護教諭一種の教育課程は2024年度入学生までが対象となっている。 Q31-A 看護学実習全体 非常勤教員における勤務日数は、非常勤教員により、一日の勤務時間数が異なるため、総勤務時間数を回答させていただきます。 総勤務時間数:3519時間 Q31-D在宅看護学実習 非常勤教員における勤務日数は、非常勤教員により、一日の勤務時間数が異なるため、総勤務時間数を回答させていただきます。 総勤務時間数:324時間 Q31-33
23	大学から20km以上離れている所定地域の実習施設が助成対象。公共交通機関を利用した場合、大学からの実習施設最寄り駅・バス停までの交通費の1/2を助成(ただし1日上限2,000円)。自家用車を利用した場合、大学から実施施設までのガソリン代同等額(大学の基準で算出)とし、1日につき2,000円を上限に助成。有料宿泊施設に宿泊した場合、1泊につき3,000円を上限として助成する制度を設けている。2024年度に関しては、助産実習の宿泊に関しては、大学が負担している。
24	養護教諭一種課程の定員は定めていないため、1年生の履修者数を記載した
25	Q27-H. 養護教諭一種の1学年の定員数について、養護教諭一種課程の定員は定めていないため、1年生の履修者数を記載した。
26	質問項目が多いです。実習施設数なのか、実習場所なのか不明確でした。 看護の実習施設数は16ですが、実習箇所としては44となります。 調査を2年に1度など回数を減らしてください。記載に膨大な時間を要します。
27	Q31B・E、Q32B「非常勤教員・実習補助員の時間給」については、回答を控えさせていただきます。
28	【Q28-B追加情報】 大学院の初年度の学納金(入学金)について(学内出身者の場合) (修士課程)本学学部の卒業生→全額免除 (博士課程)本学学部の卒業生→半額免除、本学修士課程修了生→全額免除
29	Q27-Hの設問につきまして:養護教諭一種課程の定員は定めていないため、入学時に養護教諭一種免許状の資格取得を希望すると登録した人数を記載しております。(ですので、看護師資格取得に専念するため途中で辞退した学生や、単位が取得できなかったりGPAでのふるいにかかり、現時点では取得を目指していない学生の数も含まれております)
30	Q18はすべて無しになりますが、Excelの仕様上入力することができませんでした。 お手数をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。
31	Q24-BIについて、発生の有無および内容については、公表しないこととしています。
32	Q28:助産別科に進学する学内出身者等については、入学金を免除しています。
33	Q33B 非常勤教員・実習補助員の時間給については日給28,000円

Q36. 本調査に関するご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

34	[補足]本大学院(助産師)について ・養成課程はあるが、募集は停止しています。 ・実習経費の実績は、2年次生のための記載になっています。
35	【保健師課程:2024年度開講】※保健師課程は2022年度に新設し、現在学年進行中。
36	Q28.A補足 本法人の設置する各学校(●●大学幼稚園およびこども園を除く)の卒業生は、入学金について半額を免除する。 Q28.B補足 本法人の設置する大学院修士課程修了者および大学卒業生は、入学金について半額を免除する。
37	Q27.H養護教諭一種の1学年の定員数は、上限の定めがないため1年生の履修者数とした。
38	実習の補助教員の時給は雇用する教員の経歴により異なる。また実習施設への学生一人当たり経費も施設により金額が異なるため、実施する年度によって最低額や最高額も異なるため平均的な値を記入した。
39	Q27-H 養護教諭一種課程の定員は定めていないため、2024年度1年生の履修希望者数を記載した。
40	保健師教育課程は【2026年度開講】